

# 監獄雜誌

第 三 卷 第 三 號

目 録

- 口繪
  - 豊野、高屋、松山、松島各典獄官像
  - 獨逸聯邦ハンブルク、ホルン養育院眞影
- 會説
  - 監獄當局者の發奮を望ム
- 論説
  - 獨逸聯邦ハンブルク、ホルン養育院(ワウヘスハウス)見聞記
  - 監獄改良の理説及經驗(承前) 米田(エルマイフ)監獄典獄
  - 分房拘禁法實施に就て(承前) ズイ(アール)フロクウエー
  - 監獄の組織に就て 山上義雄君講述
  - 典獄任用令改正に付て所感を述ぶ 高木正謙君
  - 罰に果して仁衡なるカ 野崎宏君
- 講話
  - 見聞雜記 小河滋次郎君口述速記
- 雜錄
  - 工錢收入を以て監獄改良の實とする勿れ 内務省監獄報告例
  - 調査方に就て(承前) 三井久陽君
  - 監獄作業に就て 仙臺小高支君
  - 看守部長の任用に就て 東讀有隣居士君
  - 典獄特別任用令の改正に對して卑見を述ぶ 藤々生君
- 海外獄報
  - 「ハーワード」監獄協會タラック氏の書簡
- 雜報
  - 數十件
- 統計
  - 明治三十二年度府縣監獄費及監獄建築修繕費豫算
  - 明治三十二年度豫算中決議額
  - 明治三十年度囚徒工錢内譯表
- 寄書
  - 數件

三版豫約募集

前内務大臣 板垣伯爵閣下  
 警保局長 小倉久彌君序  
 遞信省通信局長 文學士 久米金郎君序  
 監獄局長 小川滋次郎君序  
 監獄局計表課長 山上義雄君序  
 中田定次郎君 合著  
 三浦村 襄君  
 上田定次郎君

監獄學。實務要領  
 刑罰法。刑事訴訟法  
 裁判所。構成法  
 憲法。行政法  
 會計法規。統計學大意

監獄官教科書

菊判八百頁餘  
 用紙和製上等  
 總タロース金字入美裝

發行所

東京市四谷區  
 愛住町二番地

警察監獄學會

◎監獄官教科書續編豫約出版廣告

中村 襄君著述

監獄官教科書續編 外國人拘禁處遇法

全

- 四六版凡百七十頁 ○厚表紙美裝
- 定價金參拾錢 (全國無遞送料) ○豫約價一部金貳拾五錢(同上)
- 豫約申込期限四月十五日限り期限后ハ必定價ニ復ス
- 製本完成四月二十五日申込順ヲ以送本ス
- 官署名又ハ署長、書記、看守長諸君若クハ監獄雜誌及本會發行書籍代集
- 金御主任ヨリ御申込ノ外ハ前金御送付ニ非サレハ一切送本セス
- 代金ハ書籍到達ノ即日郵便爲換ヲ以本會宛四谷郵便支局振込ノ

一本書ノ目的

曩キニ發行シタル監獄官教科書補足ノ爲メ之レカ續編トシテ著述セラレタルモノニシテ專ラ外國人ノ拘禁者ヲ處遇スルノ方法ヲ講究スルノ資料タラシメントスルニ在リ

## 一 本書ノ基礎

監獄則、施行細則、刑法附則及内務大臣ノ指示并ニ當局者ノ意見ニ則リ之  
レカ應用ノ適否ヲ論述シタルモノナリ

## 一 本書ノ引照

小河岳洋氏ノ講話、香港監獄則及同地監獄ヲ實查セラレタル山上義雄氏  
等ノ談話又ハ横濱在留英國商法會議所員カ本國ノ命ニ依リ條約改正委員  
ノ資格ヲ以我監獄ヲ視察シタル意見報告書等ヲ摘載セリ

## 一 本書ノ印刷數

監獄官教科書御研讀ノ諸士ニ頒ツノ主旨ナルニ依リ多クノ餘部ヲ存モサ  
ルヲ以有志諸君ハ此際一時ニ御申込アラシムヲ切望ス

一 本書ハ監獄官教科書御購讀員ヘ實費ヲ以頒ツノ目的ナルヲ以教科書御研讀  
ノ諸君ニ限り左ノ割合ヲ以御需要ニ應スベシ

一部金貳拾錢 (全國無遞送料)

明治三十二年三月

發行所

警察監獄學會



君那三常屋高獄典縣中奉



君珍氣野豊長署獄監谷々市獄典廳視警

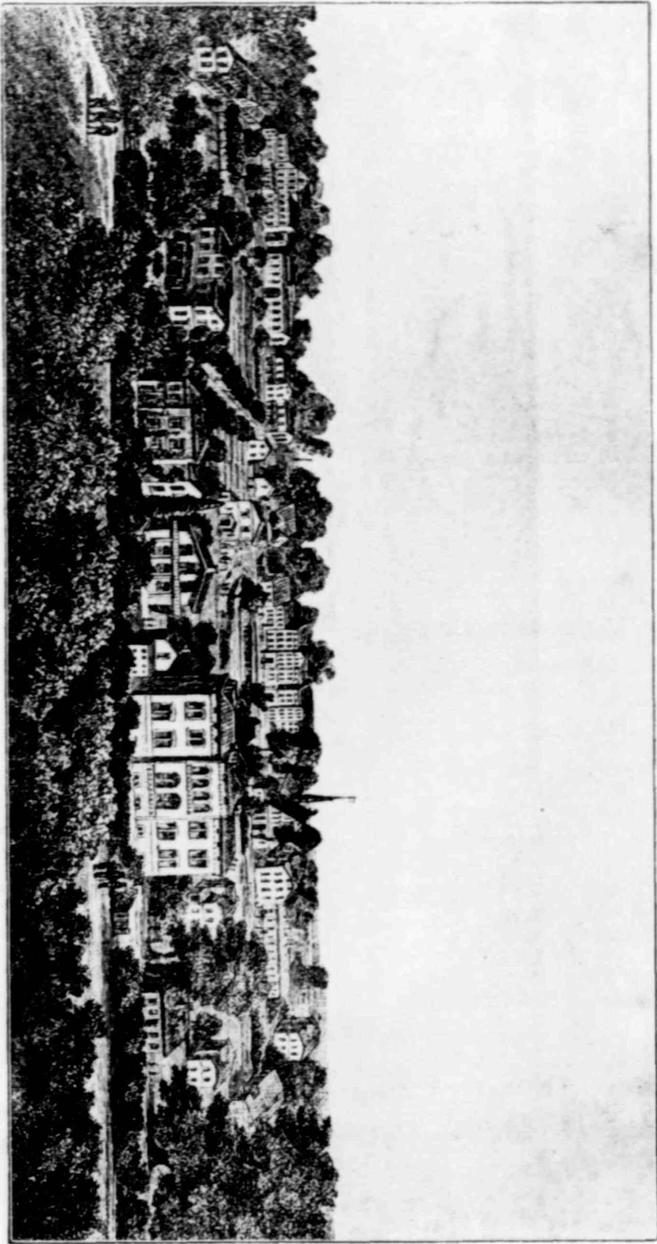


君那四島松獄典縣口山



君治島山松獄典縣森青

猶興舎印行



影眞院育養クルゾソハ邦聯逸獨

## 監獄雜誌第十卷第三號

(明治三十二年  
三月二十日發行)

## 會 說

## ○監獄當局者の發奮を望む

(一) 監 會

監獄事業は由來警察事務と全然其性質を異にする所あるに拘はらず、昨年十一月新官制の實施に至る迄主務省に於ても警保局中の一分課として監獄なる一課に過ぎざりしより動もすれば監獄事務の獨立を保ち體面を保持するに至らざりしは亦無理なりとせず、既に中央監督官府の組織にして斯の如くなりしより勢各地方に於ても監獄は動もすれば警察に比し幾分か之を冷淡視せられ、監獄當局者亦自ら警察に讓るの地位に甘せしか如き實況なきにあらざりしは亦争ふべからざる事實なりとす、現に監獄官吏就中監獄書記看守長の如きも警部に比し人物の優劣を云々せられ従て亦看守も巡查に比肩するの難きを感じたりき、加之監獄の長官たる典獄の如きも之を監獄書記看守長より採用したるよりは警部、郡長、屬等より比較的多く任用し來りたるに依て之を觀るも從來如何にも監獄に有爲の人才なきやを疑はしめたる結果にあらざるはなし、而して一面警部屬等より榮進したるものと雖も警察部長に對し遜色なき能はざりしは眞に止むを得ざるに出たるものと謂ふべし、然りと雖も今や官制組織一變し從來の監獄課を獨立の一局となし而して其局長の位置を勅任とし専任局長を置かるゝに至りたるを以て當時余輩は局面の一新を祝し併せて監獄行政

の獨立擴張を慶したるも又此主旨に外ならざりしなり、爾後政府は監獄監督機關の擴張に伴ひ總ての監獄行政に向て孜孜として改善の方針を採りつゝあるは正に疑ふべからざるの事實にして現に本年二月勅令第三十五號を以て典獄任用令を改正し監獄學校を開設せらるゝ等しく皆監獄官吏の養成を勉めらるゝにあらざるはなし、既に如斯政府風に監獄行政を重んじ將來典獄は必ず三年以上監獄事務に經驗ある者にあらざれば之を任用することを得ざることを定めたるは要するに監獄行政の獨立を認むる結果として典獄は是非之を監獄當局者より任用するの必要を認めたる原因にあらざるはなし、依是觀之も將來監獄當局者に對し典獄に榮進するの關門を開放したると同時に一面開放の門を鎖したるものにして少くとも監獄官吏の希望を保ち典獄を當局者に待つとの主旨に出でざるはなし、是れ當に監獄のみに止まらず警部長の任用に付ても既に其特別任用の途を限られあるを以て見るも寧ろ典獄任用令の發布運かりしは余輩の曾て怪訝とする所なりと雖も、既往は姑らく置き將來に於て予輩が監獄當局者に切に希望せざるべからざるは只當路者の素養技能の練磨是れなり、何となれば今回典獄特別任用令に依て其撰擇を監獄部内に限られたる結果として將來典獄に撰擢せらるべき諸君は能く政府が曾て希望したる精神に副ひ従前に比し優俊の良才人物を採用するに至るを得るや否憂慮すればなり是れ實に一大疑問たらざるを得ず、想彼思之は今後監獄當局者の激勵奮勉を要すべきことは素より多辯を要せざる所なり、况んや目下現に其筋に於ては警察監獄學校の開設の舉ある遠きにあらざるべく而して該校開設の曉に至ては警察監獄に專屬の科目を除くの外は總て兩者の間に共通せらるべしとの事なるを以て、之れが練習生に撰擢せらるべき監獄當局者諸君は須らく政府の方針に則り孜孜汲々として勉勵以て他の練習生に一步も譲らざらんことを務むるの覺悟なかるべからざるを信ず、是れ即ち予輩が不遜を顧みず當局者の猛省を請ふの止むを得ざるの主旨亦茲に外ならざるなり

尙終りに一言すべきは看守諸君の奮勵勤勉を要むべきことは是れなり、予輩を以て之を想像すれば看守は素と巡查に比し其職務の性質全然相異なるも雖も現行の法制に於ては其待遇兩者の間に些少の差異なきのみならず看守は寧ろ巡查より其職務研究に種々の便宜を有するの地位にあるものにして、從て研究の材料又夥なしとせず、何となれば巡查は其職務上の住地各地に散在せるを以て親しく警察長官の指示訓令を受くるの機會少なしと雖も、之に反し看守は常に直接典獄の下に在り上官の薰陶を受くるの便宜多きより從て充分其良才を發舒するの利便を有するを以て之を見るも將來看守諸君は宜しく自ら其精神を鞭撻し世の巡查たるものゝ人後に落ちざらんことを勉められんことを望む

之を要するに我國監獄事業は今や其体面を革め不羈獨立純然たる國家の機關となり監獄當局者を待つに榮達の道を開き其智其能を待つこと以上の如く夫れ切なるものあり、監獄當局者たる者須らく奮起一番し以て當局政府の方針に副はんことを希望せざるを得ざるなり、當路者夫れ之を勉めよ

論 說

獨逸聯邦ハンブルグ、ホルン養育院(ラウヘスハウス)見聞記

ホルンに於ける養育院は其名大陸に知れ渡りたるものにして千七百九十三年九月即ち今より七年前創立六十年の祝典を擧げ實に養育院の模範として見るべく余は幸に該院を參觀するを得たれば茲に記憶の儘

を掲げ讀者諸君の御参考に供せんとす

本院は千八百三十三年、デ、イ、ハ、ウイッペルン氏の創設にして創立の當時は僅に三名の育兒を見るも哀れなる敗類せる家屋に收容せしものにして該院の名稱たるラウヘス、ハウスは在來村民の稱しつゝありしものを其儘襲用せしと云ふ而して該院の今日迄養育したる育兒の數は實に二千有餘人にして其教育所遇の完全なる爲め退院期を経過するもの皆留院を出願せざるものなしと云ふ今日にては該院は三部に區別し六十餘年前の廢屋は化して壯大美觀の紀念的建造物となり居れり

第一部は即ち育兒部にして本部に收容する兒童は普通教育と手工を授くるを以て目的とせり  
第二部は徒弟部にして本部は千八百七十七年甫て設置せられたるものにして本部には單に洗禮したるものに限り手工若しくは農業を授くるを目的とし獨逸全國に對し最良模範を與へ現に同一の目的を以て各所に建築を始めつゝあり

第三部パウリウムは千八百五十二年の創立に係り身分あるものゝ子弟にして自費を以てするものを收容し院内の職業學校に入るへきものに限り許可することとせり

組織

以上述べたる三部は更に數家族に分たれ一家屋内に一家族又は二家族を居住せしめ各家族に二名の保護者を置く組織にしてパウリウム即ち自費生は神學者を以て保護人に充て育兒及徒弟部并に其他各部の助手には養育院中に設置しあるブリュアルアンスタルト(兄弟部)のものを採用せり

兄弟部なるものは三十名若しくは四十九名の定員にして何れも少壯なるものを選びて組織し宗教教育を學理的及實際的に修業せしめ傳道の助手育兒院其他病院等の看護人たらしむるの目的なり之に則りて今日迄に

論

説

(五)

獨逸國に創立せられたる兄弟院は十三ヶ所にして皆ユフハンゲリク宗の手になれり而して此等の者は院の内外を問はず同盟會を組織し養育院フワ(ス)スワフ(ス)ア(ス)シヤ(ス)フト兄弟會と稱し目下既に四百五十名の會員を有し各地方に組合を設け組合長を置き遺憾なく且熱心に業務を整理し居るは彼國特性の美德と云ふべく唯敬服するの外なきなり

育兒部

先づ育兒部より述へんに養育院に充用したる「ダースアルテ、ラウヘ、ハウス」又は「ルイグス、ハウス」は養育院創設二十年前より存在せしものにして其地方に於ては一般に(ダース、アルテ、ラウヘ、ハウス)と嘲笑的名を付しつゝあり何故に斯く稱せしかを問ひたるに素より信すべきにはあらざるも口碑に依れば植木人ルイグなる者の家屋にして其者より此名を傳へたりと去ながら百方搜索したるも今日迄其者の在住を確かむる能はずとの答なりし養育院の前庭には在伯林博士アルベルト、ウオルフ氏の手に成りたる院長ウイッヘルム氏の半身像あり此模型は養育院創立五十年の祝典に當り伯林商法會議員マルシユ氏の寄贈なりと云ふ此地ハンブルク圖書館の會堂に備へあるシンチクス、シーフェーキング氏の大理石造肖像模型等ありシーフェーキング氏は養育院(ラウヘスハウス)には非常なる熱心を以て盡力せし人にして千八百四十七年永眠の日に至るまで一日として養育院の事を口にせざりしことなくテ、ウイッヘルム氏にラウヘス、ハウスを管與したるも亦同氏なりと云ふ又同氏の相續者たるドクトル、ハ、シーフェーキング氏も父の遺訓に依り十有餘年間庶務課長として養育院の爲に盡されたりと聞く表門には在院育兒の手に成れる古きラウヘス、ハウスの模型を刻し其他何れの扉にも皆深く心を用ひたる感化的彫刻を付しある等注意周到なるには感稱措く能はざりし又各家族の室にはウイッヘルム氏の寫眞(千八百六十八年巴里世界博覽會へ出品したるもの

なりと云ふ)及クリストの兒童を撫育する圖等を掲げたり卓子は古來より其縁部に二個の凹形を付す其由來を問へば千八百五十三年フリードリッヒ、ウヰルヘルム四世及バイエルン王マックス名籍を他國に移したるの紀念なりと云ふ其他尙ほ各室には有兒の優劣表を掲げ獎勵の具に供しあり東方に新築の一棟あり是れ即ち院長ウイッヘルン氏の居室にして此室には有兒事業に關係深き諸氏の石版畫及老婆の畫像あり老婆は即ちウイッヘルン氏の母堂にして千八百三十三年氏と共に此處に居を轉じ大に氏の業を授けたる人なり庭園には一大栗樹ありて創設以前より存在すと云ふ其下に古色數千年を経たるべき井戸ありて其傍に「民を集めよ、余は汝等に水を與へんと欲す」の數字を刻したる碑あり又紀念として保存せられつゝある處の古きラウヘス、ハウスの前方に根朽ちて將に倒れんとする桑樹一株を見る是れ四十年前以前ウイッヘルン氏養蠶を試験したる時の紀念物なりと云ふ

アンケル(建物の名稱にして軒蛇腹に錯の圖を描出し希望なる偶意を表せり如何となればアンケルなる語は希望又は錯と云ふ文字なればなり)は最近の建物に屬し千八百八十一年シユレースウヰホルスタイン州の寄附より建設せしものなり此建物は他のものと略ぼ同一の設計にして一家族十二名乃至十五名の二家族を收容するに足るものなり而して中央に保護者六名に對する居室を設け寢室は之を二階に設けありて此建物は他の標本と爲すべき完備の設計にして已に獨逸諸邦の模範となりたりと云ふ該家族室壁の裝飾は最も注意を惹くの價値を有す即ち第一室に於ては本院の出版部の發行に係る聖書の繪畫を以てし希望者には賣却することなし價格は詳細に目錄に掲げるなり第二室にはウイッヘルン氏の慈善事業を助けたる紳士淑女の畫像なりし

アンケルの前方に運動場躰操場並に花園ありて各育兒毎に各自の花壇を與へ快樂の内に培養を勤むるの方法にして各家族室毎に此方法を採り些細の點迄注意したるは實に驚くの外なく此等の幾部は我國小學校に採用して少からざる利益あるへしと信す

校舎

校舎はハンブルク及他國の篤志家の寄贈物にして千八百七十二年に建築し七十四年より使用せり校舎の右翼及二階は之を自費生の教場に充て左翼及圖書室の二階は小學及兄弟部の教場に供せり授業の時間は各部共同一なれば授業時間外に於ては兄弟部の生徒をして他の有兒を保護せしむることを得るなり

小學

小學は四級兄弟部職工科は二級に別ち校長としてハイネマン氏之を監督教授宗教々育は養育院處屬の神學士之を司とるなり自費生職業學校はフォン、ダーメック氏の監督に屬し學科表は入口の左右に掲げありし就中視線を惹くものは圖書教場にしてストウールマン式ノ構造法を用ひ縦側はコルネリウス氏の作なる慈善に關係深き圖書を以て裝飾し殊に東側は院長ウイッヘルン氏竹馬の友なるオットー、スベッケルの男ハンス、スベッケルの作なりと云ふ西側はスベッケル永眠後同しくハンブルクの美術家なるベツツオルド氏に依て竣成したり柱の彫刻は創立五十年の祝ひとして千八百八十三年メシレンブルヒ、シウウエーリンの大侯フリードリッヒ、プランツ二世の寄贈せしものにして彫刻は此の養育院に縁故最も深きマイエル氏の手に成り西側の天井縁飾は本院の會員なる庶務課長の寄附したるものなり又スベッケル氏の彫刻したる縁飾の眞下に彫刻家フハインセル氏の彫刻したる院長ウイッヘルン氏の大理石半身像あり此像は本院の兄弟會より創立五十年を祝する爲め贈りたりと云ふ左翼部右方の庭園には實に形容し難き迄美麗なる花壇の設けある等恰かも美術館に遊ぶか如き感を起したり

(未 完)

## ○監獄改良の理説及經驗 (承前)

米國「エルマイラ」監獄典獄

ズイ、アール、プロックウエー

## 刑罪の基本

古典派が主張する所の刑罰の原則を實際に於て勵行せんことは頗る難事なりと謂はざるべからず、賠償を目的として正當なる刑罰を加へんとするには裁判官は精密に犯罪に適合する處の刑期を豫知し、典獄も又犯罪の實質に應じ増減なく苦痛を與へざる可からず、斯の如くせんには判事と典獄の力量全能の神と匹敵するにあらざれば能く爲す能はざるなり、加之犯罪人の心に於ける苦痛の程度を明察し、損害の程度如何を豫測する力なくんば能はざるべし、而して刑罰の定限は法律の規定する所なるを以て法律の制裁を被らしむるは取りも直さず立法并に立法者は充分是等の結果を豫知するの明識なかるべからず、これ豈に不完全なる人類の能く爲す所ならんや。

上帝の定めたる道德的制裁の件に於ては犯罪行爲と之を必罰する刑罰とは平均し得ること素より論を俟たず、然れどもこは人力の企て及ぶ所にあらざ、社會に於て制定せられたる如何なる法律も如何なる裁判所も又如何なる監獄も賢者も、團體も焉んぞ能く適當なる贖價を以て犯罪者を處刑し得んや、斯の如き無益なる企圖は嘗に犯罪者の改悛を妨ぐるのみならず却て社會を防衛する目的を阻害すること大なりと謂はざるべからず。

其故に刑罰と苦役を以てのみ犯罪者を改良せんと欲することは頗る望なきことと謂ふべし、斯の如き目的を以て犯罪者を刑罰して以てその苦痛を永く心理に印象せしむることあらんには彼は必ず其不適當なるを察し、若くは其僥倖を喜び、又は巧みに目的を隠蔽せし敏捷を竊かに自ら矜り、而して彼が受けたる懲苦は或は正確を失したる刑罰と思ひ怨恨復讐を企つるに至るべし、由し又其罪科に該當したる刑罰を得たりとするも之に依りてその罪惡を滅し社會に對しては直ちに道德上平等の地位に復歸せりと信ずるに至るべし、要するに凡そ斯の如き方法は彼の道德的改良及出獄後の行爲に對して頗る不利ありとせざるべからず。

刑罰を以て犯罪者を恐嚇し若くは將來に於ける犯罪を豫防せんこと極めて難しとせざるべからず、世人は犯罪者に與へらるゝ刑罰の種類拘禁若くは死刑の如何に係らず法律に於て制定せられたる處刑には案外に恐怖せざるは知らざるものゝ如し、アンドリウ、デー、カワト氏の調査に據れば死刑を實行せるこの國(米國)に於ては殺人犯者の數一千八百八十九年には三千五百六十七人なりしが、一千八百九十五年に至りては一万〇五百人に増加せりと云ふ、\*氏は又有益なる報告をなして曰く、一千八百九十六年亞米利加合衆國に於ては判事及陪席判事の審問を経ずして直ちに死刑の宣告を受けしもの一万人を超越せりと云ふ、この統計につきては或人々は異論を唱ふるものなきにあらずと雖も、死刑の現存する國に於ては殺人罪は斷絶することなく又犯罪を防制するの力なく却て之を増殖せしむるの傾向あるは蓋し疑ふべきにあらず、死刑存廢の可否に關しては兎も角も犯罪の防制は單に刑罰を以て遂行せらるべしとの理説は頗る不條理なりと謂はざるべからず。

刑罰を以て犯罪を鎮壓するに効力あるは其犯罪者の行爲が最も迅速確實に而かも苦痛にして恥つべき態度を以て罰せられ社會は斯の如き犯行に對し自然に嫌惡心を刺激せしむる時に於てのみ初めて強大なる効力

を有するものにて、刑の宣告が不確實にして延引するか、若くは社會が犯罪と刑罰に狎熟して感覺魯鈍となりし時には著しくその効力を減殺するものなり。

元來痛苦を與へんが爲めに刑罰を科することは専ら復讐的思想に基くものにして其弊害の及ぶ所公衆の心裡に私報復の觀念を起さしめ相互の間に個人的權利と特權を無視するの傾向を生ぜしめ遂に健全なる國家を崇拜するの念慮を薄弱ならしめ國家は庶民を保護し個人の正當なる行爲を安全ならしむ能はざるに至らしむ豈に鴻嘆すへきにあらざや、加之刑罰主義に基く懲苦は社會的感情、社會的道德に於ける教育に對しても結果良らざるが如く刑の原則に於ても又良からざるなり、現に漸々殘忍酷薄なる刑罰の癩れて監獄なるものは單に犯罪者を拘禁する場所たるに至りたるが如きは實に刑罰主義の暗々場裡にその歩脚を退讓せるものにあらざして何ぞや。

加之刑罰主義は治獄上到底實行し得可きものにあらざることを發見するに至れり、監獄改良の歴史に於て犯罪者は早くより彼等の痛苦並に永久的福祉の爲めに世の同情を喚起し大にそが特權自由の範圍を廣め犯罪者を懲苦する趣旨だに滅却するに至りぬ、監獄改良に作業制度を採用せざりし以前にありては犯罪者は自由に會合交談することを得彼等が徒手以て刑期を空費せし結果は著しき腐敗を來たし、之が爲に監獄は犯罪防制の場所たらずして却て犯罪を養成する場所とはなりぬ、是に於てか怠惰の習慣を矯正し併せて道德と宗教の感化を普及せしめん爲に作業制度なるもの採用せらるゝに至れり、然に爾來この精神を變革し作業の監獄にあるは懲苦の趣旨を全ふせしむるかの如く見做し監獄則に明記して「犯罪者を拘禁するは懲役に服せしめんが爲なり」"Imprisonment at hard labor."と云に至りぬ、然るに現今に至りては作業に關するこの苦役主義を更に一轉して國家収入の目的物となし、犯罪者の勞役するは監獄費を支辨する方

法となし各國一般に之を是認するに至れり、是に於てか作業は懲苦にあらざして特權となれり、かゝる結果は作業を科して犯罪者を改悛せしむる能はざるのみならず、これと同時に刑罰的効力をも失ふことゝはなりぬ、かゝる結果は改良主義を唱道する宗教家の如きすらも出獄者の成績に照らしてこの方針の有害無益なることを體め合せて刑罰主義の否定すべきをも疑ふに至りぬ、豈に由々敷問題にあらざや、監獄并に犯罪者に對する輿論は二派に分岐し即ち一派は嚴正なる刑罰主義に對して重き懲苦を要求し、他派は放縱なる慈悲主義を主張せり、然り而して往々一人にしてこの兩極端の感情を有するものさへあり、自然の結果として或監獄に於ては兩感情を親和融合せしめんと試みるものさへあるに至りぬ。

○分房拘禁法實施に就て(承前)

山上義雄君講述

前回到於きましては分房制の害のあると云ふ點に就て白耳義などの統計を引用して御話を致しましたのでございませうが是からは分房制に依て得る所のばじち一の利益を御話を致す借て分房制の目的と申しまするものは今更申述べる必要もございませぬが惡習慣を養成する即ち同囚に依て罪惡を傳播すると云ふことを防ぐのが第一でございまして現に今日の監獄の有様を見ますれば雜居制も最も不完全なる建築物であつて監獄則に規定されて居る所の在監人の區別さへも出來て居る府縣は少くない酷に申せば皆無と云ふも不可なからうと存ます監獄は寧ろ罪囚を養成する所の學校であると云ふが如き冷評を蒙る次第でございまして其弊害を防ぐには即ち分房制を採用すると云ふの外他に手段を今日まで發見されて居らないので御座い

ます雜居の監房に多囚合同させて置きますれば初犯者であるとか或は偶然に犯罪を爲すに至つた者若くは執行の結果真心の開發に依て真心悔悟すべき者も他囚の爲めに誘惑教唆せられて眞心を消滅して結局犯罪博士となり了します實に數百万圓の經費を投じ社會の危険を増加するも道理な譯で國の安寧の上からも經濟の上からも一日も改築は忽にする事は出来ません即ち此恐るべき害毒を防止するは分房の力で御座います是れ利益の第一で被拘禁者自身も分禁を希望する者が多數であつて既にぶるはさる及ぶれつゝゑんぜいの如き雜居分房兩制を採用致して居ります所に於て最も下等社會の者ですら分房を切望致しますることはぶれつゝゑんぜい典獄たりしする博士も證言せられて居ます第二分房は教育の點に於て著しき利益を與へます勿論普通の教育をすると云ふことは雜居監獄に於ても出来る事柄ではありませんけれども分房に於て致しまする方が遙に便利で御座います如何と云へば雜居の監獄で教育をしますには一定の時間に一定の場所に集めぬければ出来ませんが分房なれば此時間の内外を問はず普通の教育を個人的に爲すことが出来ず之れを例して申しますれば白耳義の法律としては一町村に一小學校を設け貧民は無月謝と規定せられて居りますなれど尙監獄に這入つて來る者の數に就て見ますと殆んど半数即ち四九%と云ふものは書くことも讀むことも出来ないといふ者がある之れを分房制の監獄に於て教育に注意致しました後の數に比較しますれば百人に就て普通の學識を有する者が六七%で三三%だけは年齢超過とか若くは不勉強であるとか云ふが如き原因からして教育の効を奏することが出来ません

又此刑罰執行の「しつてゝむ」が果して刑罰の目的に適して居るや否やと云ふ問題を判決致しますには犯罪の行爲及再犯人の増減

と申ものが最も適切な試験石で御座います而して分房制を實施し必らず罪囚は減少致します事は私は毫も

疑ひを容れませんか去りながら是又遺憾ながら之を證明致しますに我國の統計がございせん故に分房制を施行しました當時の統計を引きましてお話し致します實に左表の如く人口は漸次増殖致して参りましたにも拘はらず在監人は次第に減少致しました

白耳義王國人口	在 監 平 均 人 員 計				
	年	年	年	年	
1,856 年	4,530,228 人	自1,851年 至1,853年	5,053	2,356	7,409
1,859 年	4,671,183 人	自1,854年 至1,856年	5,318	2,697	8,015
1,862 年	4,836,566 人	自1,857年 至1,859年	4,551	2,317	6,808
1,865 年	4,836,566 人	自1,850年 至1,852年	3,881	2,496	6,377
1,865 年	4,934,451 人	自1,863年 至1,865年	3,459	3,324	6,833
1,869 年	5,021,336 人	自1,866年 至1,868年	2,663	2,629	5,342

此表に依りますれば千八百六十年より千八百六十九年に至る九年間に於て通計千三十五人即ち一年に百十五人と云ふ罪囚の減少を顯はしました而して千八百五十九年より千八百六十九年に至る十一年間に於ける人口の増加は七、四九%でありまして千八百六十六年乃至千八百六十八年迄の在監平均人員と千八百五十七年乃至千八百五十九年迄の在監平均人員とを對比致しますれば分房實施後に於きましては二二、二一%の減少を見ました是に由て之を觀ますれば罪囚減少策は分房の外にはない實に分房の利益は大なるものと申さなければなりません以上述べました所の數は獨り監獄の統計のみではなく刑事統計とも符合致して居

りまして最も確實なもので御坐います勿論此僅かな時に於て著しく社會の改良が出来道德の程度が高つたと云ふが如きことはある筈は御坐いませんすれば之は正しく此分房制なる「しすて」む」効果であると云ふことが断定出来るのでございませう

而して再犯は如何と申しますれば千八百六十年以後に於て自耳義國に於ては非常に變動を來たしました再犯に就きましては一寸御断を致して置きますが再犯と云ふのは刑法所謂再犯でなくして如何なる犯行と雖ども刑律に觸れた行爲を再びした者を再犯と稱して此數を擧げてゐるので御坐いますから左様御承知を願ひたい千八百六十年即ち「れしうゑん」監獄に於て分房制を實施した後六ヶ半年間に放免しました此等の囚人は五百六十六人でございまして内

初犯者 百九十九人 即ち 三五、一五〇%  
再犯者 三百六十七人 即ち 六四、八四〇%

でありまして放免者中再入しました數は百五人で其内初めて二犯として入監致した者は只僅々八名に過ぎませんのに殘る九十七人は分房の執行を受くる前(れしうゑんに於て)已に再犯者でありました者で御坐います又如何に雜居制の監獄と分房制の監獄と其執行の効果差違のあるものなることは左の數を見ましても顯然たるもので御坐います即ち再犯者中「れしうゑん」監獄以外に於きまして執行受けましたことのないものが四、〇二%再犯者中「れしうゑん」監獄以外に於て執行を受けましたものが二六、〇七%で實に其差違の大なるには驚かざるを得ない次第で御坐います尙ほ分房制の効果の尤著しき證明を致しますれば「れしうゑん」監獄に於て少くとも三年若くは其以上感化教育致しました者の放免者は再犯致しました者が僅かに三、二八%に過ぎませぬのに他の監獄即ち雜居監獄で三年以上の執行を受けました者は二一、六四%再

犯致して居ります以上申述べました處にて分房は再犯防遏の唯一の手段であり執行の目的を貫徹致します最良の拘禁法であると云ふことは充分に證明が出来ましたことと信します依て私は一時經費を要しますには相違なきも永久に於ける有形無形の利益は非常に大なるものでありますれば我國の執行法は分房制を本體とするに云ふことに致したい建築改築の如きも必ず相當の分房監を設けなければ認可せんと云ふことにせられん事を切望致します茲に分房の効果御話し致します機會に一言希望を申述べて置ます

### ○監獄の妊婦に就て

木 戸 麟 君

生理作用と病理作用とは、其の間毫釐を、容れざるものにして、生理作用が少く違へば、直に病理作用となりて、醫務の境界へ、足を踏み込み醫術の管理を用ひざれば、遂に又た元どの生理に復せざるに至る、甚しきに至つては、四大分離して何某と言へる一形体は忽ち消滅して、空氣土壤に變ずるに至る、故に所謂妊婦の衛生法なるものは、他なし、妊婦の生理の未だ病理に變せざるに先ち、或る衛生法を施し以て病理作用を未發に防ぐに在り、則ち萬全の方策なり、此の萬全の方策に於て第一の妙策は、妊婦を監獄に入れざるに在り、即ち妊婦には刑罰の執行を見合せ、安産して乳兒を育せしめ、乳兒に母の乳養の必要なき時に至り、初めて刑罰を執行するに在り、是れを衛生上第一の妙法とす此の妙法の世に行はるゝに至らば、世間に人命を伸暢せしめ人類の員數を増殖せしめ公衆衛生の一大進歩を來し國運の隆盛を觀るに至る可し是れ吾輩の千希萬望する所なり、世間大慈大慈の君子たちよ、勇憤忠激、我輩をして、可及的、速に是等

の盛觀を見ることを得せしめよ、吾邦上代の唱へには人民を青人草と云ふ蓋し陶詩に所謂停雲露々時雨濛々、駘蕩として五の春風が霹靂として十の膏雨が降り耒耜耕耘其の功を達し千種萬様の植物青々として一望千里綠氈を布きたる景色を眺むるが如く好男愛媛が群々簇々美はしく生殖せんことを禱り願ふの神慮なる可し 又た 天の増す人と唱ふ 亦た是れ吾が輩同胞が日に増し月に増し年に増し 天雲ノムカフスキハミ タニクハノサヲタルキハミに到るまで イヤ榮へに榮へんことを禱りたる神詞なるべし

又吾輩人民を オホミタカラ と唱ふ亦是れ人民は吾が 大君の絶對的無上の大御實にして健康に活潑に忠孝に益斯の羽の詠々たるが如く振々細々として天壤と共に窮りなく繁榮せんことを望まれたる實に有り難き大慈大悲の意味を含みたる古詞なり

故に男性女性、禮を以て相婚し天地自然の妙機神靈不可思議の幽運に因て茲に一人の同胞を胚胎せしは慶す可き賀すべき一大好事ならずや司獄官たるもの茲の目出度き慶事を眼前に認めたる上は層一層の注意を以て母を損せず子を傷めず衛生の方を盡し以て天工を賛成せざる可からず故に前に述べたる第一の妙策は千希萬望する處なれども今日之を行ふこと能はざるが故に今日此の儘にして天工賛成の美功を擧げざる可からず是れ此の編に於て監獄妊婦衛生法を陳述する所以なり又た衛生は一定の規矩ありて學問の上にては直線をなせり然れども今日の現況に於ては全國監獄の構造一定せず其あり不其あり疎あり密あり又た土地人情の情况も同じからず地方貧富の差もあり人民生活の度も亦た大同とは云ふものゝ差別の門より眺むれば千差萬別あり故に衛生法なる直線を携ふるものは其實地に就て直線を活機的に働かせ縦横自在に波線を作つて之れに應し以て其の肯綮的中せざる可からず是れ則ち直線の真理を達する以所なり若し之れに反して左に粘し右に着し構造を責め習慣に避易し且つ拘し且つ泥する時は終に衛生を施すこと能はざる

に至り衛生の直線は寸々に切れ散りて徒らに空論を弄したるに過ぎざるに至る可し故に我は嗚だ吾國今日の實地に於て勵行し即ち波線的に働かし得らる可しと思ふ所を述べて以て此の編を終へんとす幸に老練諸君の参考ともならず幸なり若し亦た吾が説の非を擧げて教示を賜ふことを得ば大幸なり以下項を列ねて思ふがまゝを陳述せん

論 説

一 婦女の入監するものあるときは第一の診断と第二の身体検査とあるべきなり第一の診断とは獄醫に於て其の妊娠せるや否やを検することなり第二の身体検査とは讀んで字の如く通常行はるゝ處の身体検査にして藏匿物等の檢査するものなり故に第一の診断のときに於て已に第二の検査の目的を達することを得ば第二の検査は略して可なり此の第一の検査は決して素人の分るものにあらず必ず醫學を以て分るものなり故に獄醫にあざれば之を行ふべからず第一診断の時に於ては身体に他の病氣の有無も分かるなり故に種々の處置を爲さざる可からず例之ば妊婦なれば妊婦の處置を爲し母肝兩体の衛生を謀らざる可からず肺結核のものなれば本人の處置は申すに及ばず他人に傳染せしめざるの準備則ち何事も他と區別を爲し痰を他に吐き散らさる様になし消毒薬を入れたる唾壺中に之れを受けしめ隔離室に入れて他の健康体と隔離せしめざるべからず其の他疥癬の類、梅毒、天刑病の類、苟も人に傳染すべきもの又甚しき不潔なる病あるものなどは必ず隔離の方を行はざる可からず監獄に來たるが故に傳染病に罹りたりと云ふことになりては實に刑罰の本旨に背反すること甚しきものと云ふ可く司獄官として自から職務を破りたるものと云ふ可きなり文明日新の吾國に於て斯くの如きこと決して有るべからざるなり

一 第一の診断に於ける妊娠の有無を判別するが如きは世間に於ても時として必要あれども彼の第二の身

体検査の如きは婦女をして益々鐵面皮ならしめ女徳涵養の主義に戻ることも最も甚きものなれば世間に於ては行ふ可きものにあらずとも監獄に於ては最も必要のものなれば感化上の關係あるにも拘はらず是を行はざるべからず故に之を行ふものは極めて謹慎し決して疎暴の舉動ある可からず穩和にして其の要點を務めざる可からず而して感化して女徳を涵養せざるべからずと云ふことを須臾も忘るべからず

一 入監者ありたるるとき第一の診断を爲さず只だ第二の搜檢則ち藏匿物の有無の搜索のみを爲し妊婦を雜居せしめて墮胎をなさしめ始めて妊婦たりしやを知り又た肺結核を雜居せしめて他日同房の者の申告によりて始めて之を知り天刑梅毒の如きも雜居中より之を見出す等のことありては實に監獄に衛生なしと評せらるゝも亦一言の辨解なかる可し此の編は妊婦のことなれども筆の序に一二の病例を曳きたり顛狂の類も亦た、可及的、第一診断にて見出し速に隔離して他人への危険を豫防すること最も肝要なり

一 衛生のことは日新に進歩しつゝありて醫師の最も研究する所なり監獄衛生は最も日新しく隨て獄醫の職務なれば獄醫は十分に研究せざる可からず而して到底精密なる學理に屬するものなれば獄務に従事するものは臆説を抛つて獄醫の説を信用せざる可からず

一 女性の身體検査は女監取締のみを以て之れを行ひ男性の看守長だも之に立會ふは不可なるは當然なり然るに男性の獄醫を以て先づ之れに當らしむるは穩かならずとの非難あり此の説は一を知つて二を知らざるものなり何となれば妊娠の有無を鑑定するに必ずしも裳を褰けて陰部を現はさしむるものにあらず矢張通常人家に此の必要あるとき醫師を迎へ醫師は相當の診察を行ふと同様のことにて別に差

別あるものに非ず又萬一には必要ありて器械を用ひ或は探宮術等を用ふることなしとは言ふ可からず然れども是れは前述の場合と同様のことにて通常の人家にても之れを行ふことあり深く怪むに足らざるなり文明の度大に進み女性の醫師も澤山に世間に開業することになり監獄に於ても女性のものには必女醫を用ひ決して男性の醫師を用ひずと云ふにあれば實に結構のことにて然る世の中になれば女監は男監の外に獨立せしめ典獄以下押丁使丁に至るまで悉く女性に爲すことを得べし然るときは實に一點の申分も莫きことにて斯かる天堂でも云ふ可き世態は抑も將來何年も經て來るものなるか水天渺々我輩の眼には未だ其の彼岸の髣髴たるをも瞥見すること能はざるなり

一 女性の身體検査のときは女監取締のみにて之を行ひ男性の者の立會なからんことを希望す若し此の希望が世に行はるゝことを得て女監取締のみにて之を行ふとき陰内に何にか物あらんと疑はしきときは女監取締にて陰部を傷つけざるよふ十分の注意を爲し指を挿入して之を探ぐるは可なり最も之を爲すときには種々の注意あるものなれば常に獄醫に習はしめべく可きなり其の時如何にも疑の解けざることあるときは順序を経て獄醫に告げ獄醫は醫術を以て之を探檢す可し女監取締をして決して器械例之ば子宮鏡等の如きものを用ひしむべからず若し其の女性にして果して妊婦なれば陰部の検査等の如きことには獄醫自ら之を爲し決して女監取締をして之れに當らしむ可からず

一 獄醫が陰部等の検査を爲すとき男性の者立會ふ可からず必要あるときは獄醫に於て女監取締に命じて介手を爲さしむるは可なり例之ば民間に産褥のとき産醫主任と爲り穩婆を指揮して介手を爲さしむると同一の意味なり

一月經閉止して夫れが愈々妊娠なるや否やは其診断甚だ難きときあり因ては此くの如きものは獄醫に於

て筆記しをき別異法を設けて他女と別異しをき時々診察して之れを検せば宜しからん工場監房等をも別異することを得ば尙は宜しからんと思ふ女性監獄衛生法は男性監獄衛生法よりも一層の手数と注意を要す何となれば妊娠と云ふものありて此のことが直接に二人の生命に關すればなり此のことの利害得失は實に獄警諸君の掌中にあり諸君願はくば人命を救護せられよ仁術の本旨に叶ひ天道の應報を得て息災延命子孫繁昌の餘慶を受けらる可し

小生嘗て或監獄に於て入監したる壯健の婦女が多くは一ヶ月ほど月經の閉止を來すもの澤山あることを發見せり而して妊娠にはあらざるなり今笈底を探ぐるに其の統計表を紛失せり其の時千思萬考すれども其の原因を捉らへ得ざりしなり茲に記して獄警諸君の参考に供す

妊娠の身體上に向つては凡べて獄警に於て之れが監督を爲す可し決して素人に一任す可からず其の關係頗る重大なればなり

一 刑事被告人にして妊娠せるもの、如きは他の在監人と別異し坐臥自由ならしむ可し疊の上に居らしむ可し獄警に於て病理の機先を見て取り敷蒲團を許して日夜之れを敷かしむるも可なり

一 妊娠は凡べて夏は涼く冬は暖かなる房を撰みて之れに居らしむ可し

一 裁判所に通ふ馬車の動搖の烈きものには之れに乘らしむ可からず適宜緩歩せしむ可し前項のこと並に是等のことに關しても總べて獄警の所見を聞きて之を爲す可し素人の我流を用ふ可からず

一 妊娠を裁判所より召喚したるときは必ず獄警に於て診斷し若し身體を動搖するときには母肝に有害なりと認むるときは其の事を典獄に具申す可し典獄に於て適當の處分を爲す可し

(未完)

### ○典獄任用令改正に付て所感を述べ

高木 正 謙君

典獄任用上に付ては從來屢々有志諸君の意見も之有りしか愈今般改正の勅令發布を見るに至り斯道將來の爲實に頼手相慶せざる可らず

然るに其資格たる府縣典獄に在りては監獄事務に従事する三年以上にして五級以上の現職にあるものとの規定なるを以て看れば集治監警視廳二府五港等の如き俸給定額の優なる監獄署に在りては五級俸以上の現職にあるもの多々なる可しと雖も其他一般の縣監獄署にありては(三年以上獄務に従事したる者は多々あり)概して俸給の定額最も僅少にして看守長書記一人の平均月額凡そ拾貳參圓内外に止るを以て各課長支署長等樞要の地に居る者にして尙且つ七級乃至六級に過ぎず到底該資格ある者は殆んど絶無と謂ふも可なからん

今夫府縣判任官の俸給は官制の定むる所に依り府縣知事に於て内務部警察部監獄署に定額を立て内務大臣の認可を得るものなるを以て其事務の繁簡に依るは論を跋たすと雖も亦其間に自然權衡を失はざることも定め難く或は事情にも依り自ら内務部警察部の割合と監獄署の割合と同一ならざるを見る故に概して監獄署は常に該各部の割合優なるに及ばず従て人員寡少なる爲轉免も亦寡少なるを以て勤勉有爲の人あるも早きも三四年間遲きは五六年間同一俸給に居らざるを得ざるの不幸あり是現今の状態なりとす

而して今や一方には勅令の資格定まりたるに於ては殊に一步も早く資格を得んと欲するは人情の當然にして又職務獎勵の機なりとするも如何せん前陳の状況にては實に勤勉有爲の人士をして空しく絶望の域に陥

らしむるに至る可く或は寧ろ俸給の優なる監獄署に轉せんとするの妄念を抱かしめざるを保し難し爲に其事務上に影響すること無しとも斷定し難く洵に慨歎せざる可けんや

茲に三十二年度の國家財政も帝國議會の協賛を了し歳入出總豫算も發令せられたり此の場合自然判任官俸給平均額も幾分か増加すとのことも傳聞せり果して然らば此の機を失せず府縣各部署の定額は單に府縣知事に委せられず内務大臣より特に指定せられ監獄署定額に於て(大縣を除き)各縣少なくとも一二入五級俸以上の現職者を置き得ることに至らば有爲の士をして益奮て職務に勉勵し事務上少なからざる効益を收めしむ可く又巡閱官巡閱の際にも資格ある者に就て其人物の如何を視察せられ或は隨時典獄をして將來有望なるや否意見を徵せられ典獄補欠の場合採用の資料に充てらるゝ如きことを得れば乃ち勅令改正の効果を收めらるゝ上に於て公私の裨益偉大なるべしと信す

又監獄費國庫支辨も遠からず其實施を見る可きと信ずれば前陳の如き狀況は其際自然雲烟と同しく消散す可きを以て之を今日噉々するは恰も杞人墜天の憂と一般なる可し然れども漫に將來未定の事を期し漠然今日を經過せば或は恐る此の特殊なる慶幸は翻て或る俸給優なる地の一方に偏し多錢善買長袖善舞の諺に漏れざる實況を見るに至らんか竊に望む當局者も亦茲に考慮せられんことを茲に實際の現況に就き聊所感を述ぶ

○醫は果して仁術なる乎

野崎 宏君

余輩が年來苦慮する所は監獄に眞醫を得るの難きにあり云ふまでもなく到る處監獄醫の俸給は菲薄にして勞功相償はざるに因るべしと雖其最大原因は社會が痛く彼等を擯斥するにあり故に刀圭社會は監獄てふ名を付せらるゝを千歳雪き難き汚名を被るか如く或は自己の首を刎ねらるゝ兇器の思ひ深く嫌忌すること夫れ如此嗚呼監獄は果して斯く忌むべき處なるか今や我監獄は茲に一大革新を行ひ有形無形を問はず新思潮の順流に向て一新紀元を開かんとするに際し何ぞ醫事のみ如く逆流するの理あらんや此時に當り余輩刀圭社會に向つて一顧を煩はさざるを得ざるものあり監獄醫なるものは世人か嫌ふ如く果して賤劣汚穢のものなる乎罪囚なるものは他の一般民人に比し意思の病的あるの外身体の病患に於て毫も他に異なる所なく余輩は彼等病囚か他の一般民人に比し其身体の寧ろ清きを覺ふ然るに社會一般の意向が一たび監獄に手を染めたる醫士の施療を嫌ふは誠に謂れなき事にして刀圭社會の爲め監獄の爲め眞に痛恨に堪へざるなり

若し醫は吾人の聽か如くに仁術なりとせば自ら進て病囚を診し又監獄の求めあるときは喜んで之れか依頼に應し而して自家の經驗する所を著書に或は口演に之を世に公にし而して社會と後進者に監獄醫務の聖業たる所以を知らしめば茲に始めて後進諸士に潤大なる領土を與へ數萬の囚人は茲に始めて期死回生の仁惠に浴するを得て其功德の大なる亦知るべきのみ

歐洲諸國の刀圭社會殊に其大家か個人としての病因を醫治するのみならず社會的病患を根絶する高尙なる志想を以て常に監獄を研究しつゝありと云ふを聞くに至つては余輩誠に敬服に禁へざるなり

日納爾の種痘を試みるや社會は彼れの頭上にあらぬ限りの汚辱を加へたるも彼の自信は此の汚辱を頭上に止る蠅の如く思ひ百難を排し萬艱を冒して終に自家の所信を貫き永く吾人人類社會に無限の幸福を與へたるにあらざや余聽く眞醫は世を醫し庸醫は入を醫すと嗚呼日納爾の如きは世を醫し人を醫したる眞醫にし

て彼は彼の足下に人類社會を提け來り醫の仁術たる所以を首肯せしめたり  
世人口を開けば我國文明の標的は醫事の進歩にありと然り余輩も亦然か云はんとす然れども人を醫するの  
庸醫は多く未だ社會の迷夢を覺醒するの良醫を視す是れ余か刀圭社會殊に其大家に向つて一顧を煩はす所  
以なり

在神戸荒田 再生 夏川鷹五郎君  
監獄所感絕句

規模成異様、一見刑乾坤、警守禁開閉、莊嚴如  
奪魂 監獄署  
累々拘囹圄、天資粹惡多、斷訟刑辟下、又奈盜  
砂如 被告人  
各場排役具、終日手忙工、業息魔王促、營々苦  
界躬 工場

拜佛齋端坐、諄々法教催、聽聞如有悔、過去再  
無來 教誨

鉄窓汚穢染、期日浴槽湯、洗垢精神爽、君恩感  
莫疆 入浴  
兒童天性惡、懲戒係縲身、日課工兼學、精神何  
日悛 懲治人

講話

○見聞雜誌

小河滋次郎君口述速記

此間近縣の巡回を済まして歸つた當時協會の佐野君初め二三の僚友が私の宅へ落合はれて色々獄事上の話  
から私の巡回中のことに及んで話をしましたことを協會の雜誌に掲ぐることになつて尙先月に引續いて今  
月の雜誌にも出るであらうと思ひますが其續きを今日あなたに御話をしやうと思ひます、若是をあなた  
の所の雜誌に御掲げになるならば前以て讀者に協會の雜誌と照し合せて見て貰ひたいと云ふ斷りを御書き  
になつて置くやうに致したい、

監獄醫務に就ての御話からしますが、之は此前佐野君杯に御話したことで畧は盡きては居りますが、尙二  
三私の氣付きましたことは、藥劑の收支を成るべく明瞭ならしめたいと云ふことで、之は餘程困難の事  
ある故に何處へ往つて見ましても、まだ完全の方法の備つて居る所を見ない、私自身に於てもどふ云ふ風  
にしたならば宜からうかと云ふ方法は付いて居りませぬが、兎に角今日各地方で執行して居らるゝやうな  
やり方では、甚だ不完全であらふと思ふ、之を充分整理しなければならぬと云ふ眼で實務の局に當る人が考  
慮を費されたならば必ず完全なる方法が出来ないことにはあるまいと思はれる、譬へば葡萄酒であるとか「ブ  
ランデー」であるとか其外の藥劑の瓶の栓を抜いたときが即ち仕拂であつて縱令「オンス」使つても其瓶

の残りの物は凡て消耗したやうになつて居るが、是等の事は甚だ整理の宜きを得たものではあるまい、願くは實際仕拂つた高と現在して居る實數とを比較して、時々刻々に監督の出来るやうにしてなければならぬと考ふる、惟ふに何れかの地方に於て此點に就て完全な整理法を立てて居らるゝ所があらうと思ひますから、どう云ふ風にしてゐるか其事を雜誌杯で公にして貰ひたいと希望します、昨年九州地方を巡回致しました時分に或地方の監獄で赤酒として香竇葡萄酒を用ひて居らるゝ所を見まして、私は甚だ驚いたのである、此香竇葡萄酒が藥品として使用せらるゝと云ふことは實に意外に感したのであります、此度巡回した所でも、是を用ひて居る所を見受けたのであります、私は素人であるから一向判断を付けることは出来ませぬが、果して香竇葡萄酒が藥物の効を爲すや否やと云ふことは其途の人に就て大に研究を請はなければならぬのである、廉價であるからでありませうが如何に廉價を要すると云ふて効能の無い物を用ゆることは甚だ面白くない其外かの藥劑に就ても其通りであつて、藥劑と云ふからは縦令價は高くしても成るべく有効の物を撰んで吟味して之を用ゆるやうにしなければならぬことと思ひます、それから又藥局に在る「ブランド」杯を取つて見ますと往々既に氣の抜けたやうな奴を使用されて居るやうな向もある、兎角醫藥杯のことは素人に分らぬものでありますから典獄などの監督が行届かない、其結果として不十分な材料が用ひらるゝ傾があるを免かれないと思はれますが、申すまでもなく、是等の事は醫務の當局者に於て充分責任を以て慎重に注意を施さるゝやうにしなければならぬのである、又醫療器械杯を點檢して見ますと、中には随分手入れの行届いて居らぬ物を見るのである、それから又到る所で囚徒の情苦の内に醫者の診察に關することが多くあります、要するに診察が甚だ粗漏、不親切であると云ふことであります、之は強ち私も囚徒の情苦を相當と認めるのではない、必ずしも脈を取つて見なくても、又

全身を精密に診察しないでも囚徒の訴へる容體を精しく尋ねずともどう云ふ病氣で夫れに對して如何なる藥劑を投して宜しいかと云ふ判断は、醫者の所で充分付くであらうと思ひますけれども、併し之は通常社會の人でも、どうも醫者に見て貰ふ時分に、精しく容體を尋ねられたり、又丁寧に身體中を診察されずに藥を貰ふと、何んだか不安心と思ふやうな習慣になつて居るので、ほんの片手の脈を見たり又眼瞼の血色杯を見られた位で、それで済まされると縦令大家に見られても、其藥に信用が置けないのが人情であると云ふと同じことで、殊に囚徒杯は猜疑心の深いもので醫者が只御勤めに藥を投ずるものであると云ふ位の感じを持つて居るものでありますから、監獄醫が此邊に注意をされぬと、折角良い藥であつても、囚徒が信用せぬ結果として或は其効めが薄いやうなことを免かれぬのみならず或は是が情苦の種になるであらうと思はれる、所謂嘘も方便であつて俗人に對しては自づから又相當の筆鋒を用ひられなければならぬのであつて、醫術の上から申しましたならば無論無用の手數ではありませうが、其心を安んぜしめ其信用を厚からしむる爲めには成るべく手數を厭はずして、丁寧に診察してやると云ふことも一つの方便であらうと思ひます、尙又囚徒の犯則ある場合に懲罰を科する、是を執行する前に醫師をして身體、精神上異常の有無を判定せしむることになつて居りますが、此場合に於ける醫師の判定に就て往々不充分的感じを懷くのであります、其例は到る所で見ることでありますが、譬へば今度巡回致しました内でも斯う云ふ事があるのである、或監獄に於て、昨年十二月三十一日に死亡した囚人がある其調治簿を調べて見ますと、病氣は十一月中旬に發して居る、其當時の容體咳嗽甚だしく發熱もあり下痢又頻繁であると書いてある、病名はたしか肺結核と記憶して居りますが、此發病當時の容體を以て見ますと、其當時既に結核の末期ではあるまいか、然るに此囚人に對して十一月下旬から十二月初旬に掛けて五日間の減食懲罰を

執行して居る、其執行された后兩三日を経て病監入となつて爾來廿四、五日の経過で死亡したのでありますが、此者は既に發病した后數日を経て居る、十一月の末から掛けて而も五日と云ふ重い減食に處せられたと云ふことは、後だから考へて見ますと、醫者の注意が甚だ不充分であつたと云ふことが認めらるゝのである、果して若精密に身體検査を懲罰執行の際に致したならば、必ず懲罰の不適當であると云ふ診斷が付かなければならないと思ひます、是は一例であつて斯う云ふ例が他にも随分澤山あるのであります、それから又私の考では醫務所の内に副食物の献立表であるとか或は懲罰者の人名、罰名、罰期等を掲げてある表であるとか若は病監入の者の例へば何號室には誰が居るとか、どう云ふ病氣であると云ふやうなことを一目して分る表を掲げて置くことが必要であらうと思ふ、或は又精神病者がありますれば縱令之に對して藥劑を投せぬまでも無論調治薄のやうな物を作つて日々の容體又は之に對して施したる手當法杯の事を詳細に記入して置くことが必要である、又屢々懲罰處分を受くる者の人名、刑期、年齢、體質位の事は當然醫師に於て之を記憶して居らなければならぬ等でありますが、之を尋ねる際に當つて往々答辨することの出来ない向もありました、全体此懲罰と云ふものは健康の上に最も大なる關係を持つて居るのでありますから醫師に於ては常に慎重の注意を此點に加へなければならぬ、今日獨逸では醫師の研究の上から減食の懲罰は甚だ不適當のものであると云ふことが稱へられて居る、或は此説が實行せらるゝ機會を見るに至るかも知れませぬが、殊に我國の如き殆ど懲罰と云ば減食に限られて居るやうな、最も多く用ひらるゝ寧濫用せらるゝ所であつて見ますと、此點に就ては餘程研究をしなければならぬものであつて、其研究の材料は監獄醫務の當局者より供されなければならぬ、之を用る以上は一層大に醫者が慎重の注意を加ふ必要があらうと信じます、所で懲罰表なそを見ますと懲罰執行前後の體量の記入が甚だ不完

全であつて、動もすると執行後の體量の方が執行前の體量よりも却て増加されて居ると云ふやうなことも見へる、實は私の考では必ずしも凡ての懲罰者に對してではありませぬが、少なくとも比較的重い懲罰に科せられた者に就ては、其執行後に於て醫師は一應診察を遂げて其模様を身上票の視察表の内へても掲げられて置くやうに致したいのである、

## (九二)

## 話 講

それから懲罰の事ではありますが、先づ第一に地方に依りては懲罰簿の設けの無い所がありました、之は甚だ不都合のことと思ふ、懲罰簿も矢張一つの永久保存の臺帳であつて成るべく鄭重に記載して大切に之を保存しなければならぬのである、然るに只手扣同然に二課限りで用ゆる帳簿のやうに扱つて居る所があります、其理由を聞に、懲罰の事は身上票に記載してあるから必要はないとのことでありましたが、併し此身上票は常に諸方に輾轉するもので、必しも監獄に永存して居るものでないのでありますから、是非特別に懲罰臺帳と云ふものを作つて置かなければならぬのであります、犯則及懲罰の種類、輕重に就て凡そ各監獄の囚情及監獄の當局者の方針が分るのであります、到る所の地方で純粹の作業に關する犯罪の少ないことは殆ど同一轍である、之は果して實際犯罪が少ないのであるか或は作業に對する督勵の嚴重でない結果であるか大に研究しなければなるまいと思ふ、獨逸杯の監獄に於ける犯數は三分二以上は殆ど作業に關する犯則と言つても宜いのである、それから此懲罰の寬嚴に至つては地方に依り監獄に依り極めて異動のあるとを發見至しました素より之は當局者の考にあることでありますから均一に出ると云ふとは甚だ難いことでありませぬ、斯くまでに相異の甚だしいと云ふことは、是又大に講究せねばならぬことであらうと思ふ、甲乙縣を異にするに依て多少の相違あるを免かれないことは先づ致方ないでするも、同じ縣内で同じ典獄の方針の下にある監獄本支署又は支署と支署の間に於て尙且區々であると云ふ

ことは如何にも不思議と言はなければならぬ、譬へば或縣に於て此所は概しては嚴罰に對しては嚴重の方針を取つて居るやうに認めますが、其所の本署で囚人の一日平均數が男女合せて八百五十人、昨年の懲罰件數が千九十五件、此所には二つ支署がありますが、一つの方の支署では囚人一日の平均數二百五十人、之に對して懲罰件數が三百三件、他の方の支署では一年の懲罰件數が百五十五件之に數する囚人の數が凡二百八十と云ふやうな次第であります、此通り一日平均二百五十人の囚人を有する或支署で一年間は三百以上の懲罰件數があるかと思へば、又千葉縣の本署の如きは平均凡六百内外の囚人を拘禁する所で其一年間の懲罰件數が僅々百六十件餘である、尤も之は縣が違ひますから、典獄の方針の異なる結果として己むを得ないことであります、併し同じ刑を執行する監獄而も相接して居る地方で斯く差異の甚だしいことは行刑の体面から見ましても、餘り面白い頭象とは言はれないのである、斯く地方に依て相違の生ずることは段々其原因を尋ねて見ますと偶然でないと思ふことが分るので、現に或地方の如きは、囚人の談話などは殆ど之を犯則として認めて居らないのに、或地方では飽くまで之を嚴禁する、一寸談話をしても直ちに犯則として之を處分する、談話の犯則ばかりでも凡ての犯則の三分一以上を占めて居ると云ふやうな譯ですから、總數の上に於て甲乙著しく相違の生ずると云ふことは免かれないのである、それから醫務の事に就て尙申遺したことがありますが、それは即ち妊婦に對する注意の事である妊婦に就ては申すまでもなく特別に色々の注意を施さなければならぬと云ふことが分つて居りますが、監獄生活の爲めに其影響を小供に及ぼさしむると云ふやうなことがあつては誠に忍びないことであつて、實は我國でも歐羅巴の如くに例へば妊娠六ヶ月以上に及んだものは之を入監せしめない、殊に刑罰執行として監獄に入れぬと云ふやうな規程を設けるに至ることを希望致しますが、今日さう云特別の取除けのない以

上は遺憾ながら監獄に拘禁しなければならぬ以上、成るべく注意して妊婦の保護を全ふるやうにしなければならぬ、我國などでも、昔は妊婦を監獄に入れぬ制度が行はれて居つたやうである、現に大寶律令に依て見ましても産婦の散禁を許すと云ふことが書いてある、監獄則でも改正になりましたならば必ず此邊に就ても何んどか相當の規程が設けらるゝやうに至るであらうと思ふ、既に今日に於ても己むを得ず監獄に拘禁する以上は特別の保護を加へねばならぬと云ふことは當然であります、實際を見るに往々放擲されて居るのではないかと云ふ感がある、即ち監獄醫に就て妊婦の有無を尋ねる場合に或は全く之を知らず或は其答ふる所の數が實際の數と合はぬと云ふやうなことである、又實際に妊婦の身分帳に就て調べて見ますと、只壯健であるとか、虚弱であるとか云ふやうなことが記入されて居るのみで現に妊娠なることの記入のないのが多い、只女監取締などの所で妊婦であると云ふことが大概推量で分つて居る位なことで、勿論之に對してどう云ふ保護が加へられて居る譯ではないのである、之は昨年巡回の時或地方の監獄で見た所の例であります、或臨月に近い妊婦が囚人となりまして、間もなく流産であつたか何かで兎に角非常の難産をして、其結果遂に死亡するに至つたのであります、其者の身分帳を調べて見ました所が、醫務所長の記入が体質壯健となつて居つて、之に對して洗濯婦の仕事が極められて、實際又其仕事に使つたのである、洗濯婦を妊婦に科したと云うことは甚だ不都合なことでありまして、畢竟醫者が健全の者であると診断した結果であらうと思ふ、此者を洗濯婦に使つたことが果して難産の原因でありしや否は分らぬことであります、兎に角素人が考へて見ましても臨月に近い妊婦を立働きの而も随分劇勞なる洗濯仕事などに使つたことは或は之が難産の原因ではあるまいかと思ふ、然らば、妊婦に對して特別の保護を加へ

る上に就ては醫者は常に能く其事を記憶して居つて臨機適當の處遇を加へるやうに細大の事に注意して居らねばならぬことで、姪婦の人名なども之を醫務所の内に掲げて置いて始終注意を惹き起す材料に備へて置くことが必要であらうと考へます。

それから尙教誨の事に就て一言して置かうと思ひますが、御承知の通り、昨年來彼の巢鴨事件と云うことがやかましい問題になつて居りまするが、此問題の發生以來妙な關係から或は私も基督信者ではないかと云うやうな疑を持つて居る者もあるかに聞きますが、そんなことは別に辨明するまでもないことで又する必要もないと信ずる、併し此頃或佛敎の雜誌に甚だ不都合な事が掲げてありましたが、外かではない警察監獄之友とか云ひまする基督信徒の組織になつて居る團體の規則とか雜誌とか云うものがあるさうで、之は私が四、五年前神奈川に在勤して居つた頃遊説者とか云ふ者がやつて来て、夫れに會つて話を聞いたことがあつた位のこと、其後どうなつたか一向音沙汰も聞かないで居つたのでありまするが、其規則書のやうな物を私が巡回の際に各地方へ持つて行つて典獄其他の諸君に就て頻りに勸誘を試みて居ると云ふことが書いてありましたが、斯様な事は私の少しも關知しないことで、勸誘を受けたか受けぬか、監獄に就て聞けば直ぐ分ることであるのに、斯様な無根の事を左も事實らしく宗教家の信用ある雜誌に掲げて置くこと云ふことは如何にも不都合なことであると信はなければならぬ、尤も斯く云ふ風説の傳はるのには何か原因のあることであらうと段々考へて見ましたが、少しく思ひ當る事のありまするのは恰ど私が群馬縣の監獄に参つた時に典獄の室で色々調物を致して居る際、印刷物らしい一括の書類が何處からか典獄の元へ到着致したことがあつて、後に其書類が今の警察監獄の友の規則だとか雜誌だとか云ふことを聞きましたことがありますが、別に精しいことも承りませなんだ、それを多分典獄からでも、署員に配

付されて、恰ど私が行き合はして居つたものですから、配付を受けた人が或は私が持参したと云ふやうな感じを以て、それが雜誌の耳に傳つたのもありませうかと思はれます誠に油斷のならぬことで、併しながら公明正大なる宗教家とも云ふ人が斯様な事を誤り傳へて而も之を世間に吹聴するに至つては實に遺憾の話と言はなければならぬ、勿論私は留岡君とも懇意であり又有馬典獄とも親密であり其外基督信者の内には私の尊敬する友人も澤山ありますが、又一方から言へば僧侶の内にも私の極めて親密懇親なる姻戚もあり又友人も澤山あるのである、交際の上から申しましたならば、寧ろ私は佛敎の方により大いなる關係を持つて居るのである、又現に私を能く知つて居る人は平生好んで佛書を讀んだり又は好んで是を集めると云うやうな所から私を以て非常に佛敎に傾いて居る者であると云ふやうな考を持たれて居るのである、現に私の老父杯は非常の敬神家で、神道家であつて祖先以來の家の祭りを御維新後になつて、すつかり神道の式に改めました位な人でありますが、私が佛敎に傾いて居ると云うので常に機嫌が悪いと云う程の實況でありまするのに此私が今は却て佛敎家から攻撃を受けると云うのは自分ながら如何にも不思議に思ふ所でありまする、併し私は敢て佛敎が好きだとも言はず又基督敎が嫌らしいとも申しませぬ、宗教の事は今切に研究を致して居る所でありますから、自分の所信を茲に斷言することは致しませぬが、只私の本望は監獄教誨をして何れにも適切有効ならしめたいと云うことが滿腔の希望であつて其方法を講ずるのに専らであるのでありまする、之は敢て一朝一夕のことではなくして前々から努めて居る所であることは私が巡回杯の機會に於ても或は典獄に就き或は親しく教誨師に就き又は一般の僚友に對して所見を話した所でも分るであらうと信じまする、私の常に言ふ所でありますが、教誨をして有効ならしむるには一面には典獄初め監獄の吏員が上下擧つて先づ進んで自ら教誨師其人を尊敬しなければならぬと云ふこと、

一面には教誨師其人が躬行實踐其品行を慎み其威望を高くし身を以て囚人に對しては勿論監獄一般の吏員に對しても、眞に活潑たる資格を備へること、此二つの事が相俟つて初めて教誨の効を奏することが出来やうと思ひます、此間も群馬縣の岩井教誨師が富士見軒の茶話會で署長の徳は風の如しであるから署長が教誨師の席には自ら臨むやうに致したいと云ふ希望を述べられましたが至極私も御同感であつて典獄は教誨の席に臨む義務を持つて居り又典獄が臨席致しましたならば必ず其効があるであらうと思ひます、單り典獄而已ならず毎回は申されまじいながら成るべく課長等を初め重なる署員も擧つて教誨の席に臨むやうに致したいのであります、之は即ち監獄署員の方から教誨を大切に、教誨師を尊敬しまする方から申しまするので、教誨師の側から申しますと、岩井君の言葉を借りて言へば新謂教誨師の徳は風の如しであつて此方から署長の臨席を求めらるるに及ばず署員の臨席を望むに及ばず自然に教誨師の徳に化して、自ら進んで囚人と共に其有益なる説教を聽聞しに出掛て來るやうに勉めなければならぬと思ひます、署員が自ら進んで其説教を聞くことになりますれば、況して囚人の耳には必ず喜ばしく聞かれ、教誨のとき出るのを非常に愉快に思ひ、自然と其道に歸依して所謂改良感化の効を奏するに至るであらうと考へます、



雜 錄

○工錢收入を以て監獄改良の質とする勿れ

國家が種々の行政をなすは國家自身か直接利を營むの目的にあらざ大小千百の行政皆公利民福を増進するにあり彼の逡信省所管の運輸通信の行政に於ける其主義目的は公利民福を計るにありて國家自身が營利の爲めに其機關を設備したるものにあらざること、は痴者と雖も能く之を知る處なり、凡そ國家百般の行政各系統なかるべからず己に系統あらむか之に伴ふ正經の理想なかるべからず、凡百の行政々務中より行刑の事を曳き抜き獨立系統を保たしめ之を名けて監獄と云ふ監獄の正經の意義理想如何監獄は果して一派論者の理想に於ける如く坊間人足會社に等しく其勞働を以て社會の需給を充し其勞銀の多きを計る主義のものなるや余輩は古今幾多の學者が行刑の方法に就き其説を異にしたるを

視る又本邦監獄の發達したる變遷の跡を見るも未だ曾て勞銀收入の目的を以て監獄を經理したることなし勿論監獄の系統に於て如此理想の存すべき道理あらざるなり

監獄に工錢あるは刑罰執行の結果なり監獄事業の副産物なり監獄を米賣に假令んか彼が玄米を精白するは其精米に據りて利を得んか爲なり精製より生ずる糠は之が副産物なり若し米賣が利を得るの目的は精米にあらざして糠にありと云は、其本末を誤るの甚しきものにして誰か其愚を笑はざるものあらんや若し如此議論を歸納的に推理すれば海軍司令官に向つて汝は平素國家無事の日汝が率る所の艦隊を以て運漕業を營み汝が艦隊の自治自活を計れと云ふに同し海軍の系統理想果して運漕業を營むものなるや又海軍々人は如此不正經の號令に服するや否、余輩は監獄の意義目的が工錢增收にあらざり又監獄改良の質となすべきものにあらざるを信ずるのみならずさなきだに世人が常に監獄を誤解するの時斯世界に於て如此議論を唱道するは監獄を誤り世を誤らしむることを深く信ずるか故に監獄改良の議論としては可成斯の如き口調を避ける事に努めざるべからず

置監囚人何人なることを示せば足れりとす  
 第九新に刑を受けし囚人の罪名及刑名 之も前の表と大差なし調査上には餘り困難なる表にあらざるも他の新受刑者の各表の参照として嚴密に調査し置くときは誤謬は自ら發見せられ最も便利なり  
 第十新に刑を受けし囚人の罪名及犯數年齢 之は二表となるべき表を一表となしたることなれば一人を二箇所に記するを要し手數は難れども材料に注意し置けば左程困難ならず總て此等の表の材料は假令は犯數十犯の者は五犯以上と記さずして十犯と記し年齢七十五年の者は六十年以上と記さずして七十五年と記すことに注意し置くときは他日他の統計編纂上にも便利となれば材料を採録する人は何者の調にても廣く應用の出來得る様兼て心掛け置くべきことなり又た此等年齢に係る等の犯罪統計に於ては罪を犯すに至りたる現職の年齢を記するを當然となせども監獄に於ては専ら入監當時の年齢を記載せるに依り右の調査をなすことは至難の業に屬す故に須く本表にも入監當時の年齢を區分したるものを以て満足せざるを得ず  
 第十一新に刑を受けし囚人の罪名及出生生育婚姻

之も三表を併せたる表なり本表と次表の最下欄父母の有無なる調査は犯罪統計上最も大切なる表なれば充分注意を加へて正確の材料を得んことを希望す而して第一の公生と私生との別は偏して戸籍の登録面に依ることを避けざるべからず世には法律上の關係に依るの事故より妻たるの届出をなさず又た妾たるの届出をもなさざる者ありて其實際を觀れば公然同居して妻の如く夫の如く世帯を組織し各自身に憚る所なく人も亦之を怪となさざるの類掛しとせず此等兩人の間に生産したる者は戸籍上私生として取扱を受くるも此表には公生中の庶出として記載するを至當とす故に私生欄には眞に世に憚りある出産者のみを記入するものとす生育欄の區分は大凡其年齢六歳より十五歳まで八箇年の間に於て最も永き期間生育せらるる類別に依り掛ぐるを當然と思ふす何となれば零歳より六歳に達するまでの年齢に於ては概して無我夢中の間に生育して生育の如何に於ける感觸を受くること甚だ稀なればなり婚姻の關係中未婚者とは婚儀式を挙げたるを否と拘けらざる妻として又た夫として世帯暮らしをなしたることなき者を記し其有子とは即私生兒なり無配偶者は公婚と私婚とに拘

査し改良なる語は何の時代何の國を問はず凡ての事物に對し進歩の意味を有す進歩に伴へる議論は悉く積極ならざるべからず斯く云はれ或は無責任放漫野豬論なりと卑下する人もあらむ然れども安ぜよ今日一監を管理する典獄諸君中に孔明が屯田持久策位の消息を知らざるものは一人もなかるべし如此賢明の士に向つて娓娓消極論を唱ふるは無用なり假令消極論を注入する必要ありとするも其時機の甚だ不可なるものあり苟も監獄改良に心志を注ぐものは須らく其理勢を深く鑑みて立論せざれば其所期を過つとあり記者が警戒常に此一事あり

○内務省監獄報告例調査方に就て(前承)

三井久陽君

第七出監刑事被告人滞獄日數 之れは刑事被告人の出監簿に出監の當時一々滞獄したる日數を計算記入し置きて月末又は年末便宜のときに蒐輯するを良しとす其三十日以上拘禁に達するも訟廷より召喚なき者は何回にても調査掲載するものにして之れには第二課に於て便宜の方法を以て平素一定の帳簿に記

し置くを便利とす他管よりの移送者控訴者上告者等も各特別なる符合を以て區分し易くなし置くを便利とす本表の旨趣は裁判の進行如何を觀察する表なれば裁判の終結を見るに至らざりし死亡者の如きは省除すべき者とす  
 第八囚人の出入 之は前の表と格別大差なし一年内囚人の出入運動を觀るには至て簡明なり上欄中罰金收納とは主刑と附加刑とに拘はらず其換刑執行中に罰金を收納して臨時放免する者を記入するものとす除罪發覺の爲め拘留監に移したる者の復歸は再入の中に入るべきも出の中には拘留監に移すときの相當記入欄の設けなし察する所脱漏にはあらざるかと思量せらるれども然らずんば強て他へ押送の内なる其他中へ入るゝの外なし此場合には備考に其人員男女の別を再掲すれば明かなり茲に一説あり餘罪の爲め拘留監に移したりとて一方囚人たる待遇を受くる者なれば本表の出入には之を省き囚人の現在に存するに至當とすと若し此取扱をなすときは刑事被告人の新入に一人の遺漏を生ずべきに依り待遇の如何は兎に角之を本表より刑事被告人の表に移し置き而して本表の現在員中には別に朱書其他の方法を以て在拘

はらず一旦婚したることある者にして生刑と死刑とに依り現に配偶者なき者を記載するものとす

## ○監獄作業に就て

仙臺 小高玄君

吾人は天の理法に従て労働す、労働は嘗に吾人に麵粉を興ふるのみならず、其微妙の快味は吾人の精力を鼓舞振作するの動氣たり、故に労働は吾人の義務なると同時に、又其權利なりと謂はざるべからず、囚人も亦人なり、彼れ豈に此權利と此義務とを有せざらむや、故に其体力に應じ、其能力に顧み、種類と分量とを撰定したる監獄作業は、彼に一物をも奪はざるなり、彼に些の苦痛を興へざるなり、蓋し其爲す所は人類の當に爲さるべからざることのみ。

豈に之を刑罰と稱するを得む、只其所得の一部を當然官沒せらるゝと、嚴重なる紀律の下に動作せざるべからざるのと二點は、吾人自由人と其趣を異にする所即ち刑罰たるの特徴なりとす。

故に吾人は將に言はんとす、作業を科するの目的は技藝を習得せしめ、怠惰の習慣を祛去し、勤勉の美風を養成し由て以て將來自活の道を得せしめむとす

るにあり、敢て苦痛を感せしめむか爲めにあらずと、幸に吾人の見解其當を失するなくむば、現に英國に於て實行しつゝありと云ふ、踏車砲丸運搬、滑車廻轉の如き不生産の労働は、無益に囚人を苦ましむるものにして、人道を重する文明國に不似合の行爲と評せざるを得ず。

前段論する如く、作業の至要の目的は、囚人をして自活の道を得せしむるにあり、故に其種類の生産的ならざるべからざるは固より論を俟たず、而して囚人をして生産的労働に従事せしむるに於ては、其結果自由労働者と競争を惹起するなきを期せず、嘗て歐米諸國に於て、労働者の激烈なる反抗に遇ひ、一時監獄作業を中止するの止むを得ざるに至りたるは正に其例證たり、於是乎監獄作業制限の説興る、其説に曰く、監獄作業は、軍事的工事、若くは官署用作業たらざるべからずと、是れ吾人の屢次耳にする所なりと雖も猶ほ首肯する能はざるものあり、抑も砲臺の建築、官署用器具の製作、皆な是れ生産的労働にして、自由労働者が頼て以て口を糊するの領域にあらずや、故に若し囚人を此方面に使役するに至らば、從來這般の業に従事せし労働者が、其産業を

失ふに至るは數の免れざる所、是れ至て賭易きの理なり、然るに是を以て自由労働者と競争を避くるを得るとなすは、其理由の存する所を發見するに苦まざるを得ず、且這般の業を監獄の獨占業となすに於ては、出獄後の囚人は、在監中習得したる作業を以て、其職を得ること甚だ困難なるの不便あるにあらざや。

夫れ然り、故に余輩の見解を以てすれば、監獄作業は、苟も紀律と經濟の許す限り、之を制限するは斷して不可なり、若し夫れ個人的待遇をして、其實を得せしめむと欲せば、可成的其種類を多からしめざる可からず、囚人も亦労働者たるべき權能を有す。

監獄製作品か自由労働者の製品と、同一市場に販賣せらるゝも、將た囚人か自由労働者の側らに同一労働に従事するも、經濟上一も非難すべき點あるを見ず、只製品の賣價若くは賃銀を低廉にし、由て以て自由労働者を壓倒するは、乃ち國費を靡して正業者と競争を營むものにして其不法固より論なし、故に吾人は監獄作業の多種ならむことを望むと共に、其製品若くは賃銀の評價は極めて之を慎重にし、市價と併行せしめむことを希望せざるを得ず。

抑も吾人か監獄作業種類の多からむことを望む所以は、作業をして男女老幼強弱等千様萬狀なる個人的關係に應せしめむとすにあり、我刑法第十九條及び第二十二條に六十歳に滿るものは其体力相當の規定に服すとの規定を設けたるは、究竟作業其物を苦役と誤解したるの結果のみ、作業の其体力に應せざるべからざるは、六十歳以上なると否と、徒刑たると懲役たると將た禁錮たるとを分たす、何れの場合に於ても、必らずや然らざるべからざるなり、然り而して嘗に体力の適否のみならず、尙ほ進て習得の技藝に稽へ、既往の生活に顧み、將來の生計に最も裨補すべき作業を科するの要あり、大工職を掃夫に、靴工を耕耘に使役する如きは、金を具餘に化し、銀を鉛に變するものにして、爲めに囚人は出獄後、入監前より一層其所得を減殺し、倍す貧困の淵に陥り、止むなく後た犯法の人となるなきを期せず(クロウチー氏監獄學四百二頁參照)若し夫れ再犯豫防を目的とする作業か、却て再犯を媒介する如きあらば、行刑の目的は盡く徒爾に屬せむ、蓋し吾人か往々監獄作業の個人的關係に伴はざることあるを耳にするは、監獄勞力需給分配の關係上、止むを得ざるに出

るものもあるへしと雖も、作業を以て苦役と認むるにあらすむば、一に権利に醒睡し、其正業に導く具たるを忘れ、之を科する所以の眞目的を去て邪路に入り、其非を自覺せざるにあらざるなきを得むか、吾人は此點に就て、切に當局諸君の猛省を乞はむと欲するなり。

### ○看守部長の任用に就て

東 露 有隣居士君

從來看守部長の任用は一定の規則あらざして各府縣適宜に任用することになり居れり故に之れが任用に就ては多く上席看守より擢用するを以て例とするが如し上席看守より任用するは敢て不可なきにあらざるも其任用する上席看守にして部長に適せざる無學不能のものをして部長に任用するが如きに至ては輿論上非難を免れざるなり監獄改良の急務なる今日に在ては最も直接關係する所の部長を精撰せざる可らず何んとなれば部長は則ち看守長の候補者なり其候補者にして不充分なるときは監獄改良の實効を擧ぐることを得ざるのみならず反つて改良を阻害するものなりと云はざる可らず故に看守部長の任用は學術

的試験を施行し其試験の成績に由りて之れを任用するは所謂人才登庸の趣旨に基く則ち監獄改良の一要素たればなり聞く山梨縣監獄署に於ては既に試験を以て部長を任用せりと實に美譽と謂ふ可し各地共に一定に試験を以て任用せらんことを望む聊か所感を記し以て當局者の一考を請ふと爾云

### ○典獄特別任用令の改正に

對して卑見を述ぶ

碌 々 生

典獄特別任用令に就ては曾て之か改正の必要を論したる者少からず殊に客年典獄諮問會を内務省に開かれたる際典獄諸君は協議會を開き大多數を以て此任用令改正の件を其筋に建議せられたりと云ふ以て之か改正は已に同人社會の輿論たりしことを認むるに足る又政府に於ても夙に改正の内議ある噂ありしか遂に事實となり去月十三日勅令第三十五號を以て愈々改正を行はれたり今其改正の點を擧ぐれば集治監典獄となるには五年以上廳府縣典獄たることを要したるも改正令は三年以上監獄事務に従事し判任官三

級俸以上の現職にある者と規定せり又廳府縣典獄及集治監分監長は五年以上官務に従事し警視廳典獄、府縣典獄に在ては判任官四級俸北海道廳典獄、集治監分監長に在ては判任官六級俸の現職に在る者でありしを三年以上監獄事務に従事し判任官五級俸の現職に在る者と(皆同一に)改められたり

抑も此改正の眼目は區々たる年限又は俸級の點にあらずして所謂餅屋は餅屋の主義を探りたるに外ならず去れば特別任用令としては寔に至當なるものと謂はざるを得ず又集治監典獄と廳府縣典獄たるものとの間に俸給の差別を立たるは素より其典獄の俸給に大差あるを以て彼此權衡を取りて定めたるものなるへし又警視廳及府縣典獄たるへきものゝ等級を改めたるは俸給令の改正に伴ひたる結果なりと故に此改正に對しては吾人同意を表するに躊躇せず恐らくは同人社會に在て之に満足せざるものなかるへし然れども或る者は左の點に就て批難を加へたりと云ふ

一典獄特別任用令を監獄事務に従事したる者と限り登用の門戸を閉鎖したるに因り汎く人材を得ると難し

二警部長及警視等多くは皆五年以上の勤務を要する

此も拘はらず獨り典獄に在ては三年以上と規定したるを以て或は經驗の欠くる所なき乎又他の高等官に比して劣るの感なき能はず

此批難の點より推測を下すときは或は門前拂を喰ひたる者の辭説にはあらざる 兎に角予輩は斯道の爲め之を駁論せざるを得ず

夫れ典獄特別任用令を改めて監獄事務に従事したる者と爲したるは敢て登用の門戸を閉鎖したるに非らず只老朽無能の人物を妄に入るゝと能はざらしめたるに過ぎざるへし幸ひ今日に在ては賢明なる諸君を以て充されたりと雖も既往の事を顧れば轉た慨嘆に堪へざるものなしとせず則ち警部屬官郡長或は郵便局其他何たるを問はず苟も官務に従事せしものは入て典獄たるに差支なきを以て其人物の如何に拘らず或る引力若くは都合に因て之を任用したるとなきか又口惡なき京童をして第二の元老院なるか如く擢するに至らしめたるは甚た以て遺憾なりとす畢竟我監獄の事業の幼稚なるは幾分か之に妨げられたるものなるへし去れば特別任用の性質に基き實務の經驗を要すると改めたるは素より至當のとなりと信す若し只官吏の經驗あるを以て足れりとせば恰も餅屋に

酒屋か入て主人となりたるか如く假令普通の商取引には差支なしとするも餅屋専門の事業を經營否發達進歩せしむると能はず是れ獨り商事のみならず官廳の事業も亦同じ況や一の科業として専門事業に屬し而も至難なる監獄事業に於てをや蓋し改正の主意亦此に在るへし故に警部屬官其他何人を問はず望あるものは一旦書記又は看守長となり三年以上官務を研究する覺悟あるを要す尙ほ一步進みたる快男子あらは何そ速に應試して入るの勇なきや我官吏登用の途は試験に依るものと特別任用との二つに過ぎず則ち一は學術に因て資格を得一は實務の經驗に因るものは是れなり然らば今回の改正に對して毫も隙を容るるの餘地なきのみならず予は從來無經驗の者に對して特別任用を許したるか抑も誤なることを斷言するに躊躇せざるなり看よ警部長警視の特別任用令と雖も警察事務に従事したることを要するとを

次に實務に従事する年限に就ては或者の説一理あるか如しと雖も予は却て當局者の注意周到なるに起因したるものと思考す何となれば監獄改良の急務なる今日に在ては益々人材登用の必要あるを以て一面門戸を嚴にして監獄事務に従事したることを要すると

同時に一面に向て五年を三年に減縮せば他より有爲の人物來り實務を研究するの便益を得人材を得る上に於て大に得策なるを以てなり若し立法者の意思予輩の考と同一なりとせば今日の場合に在ては三年以上の經驗を以て可なりと認めざるを得ず然りと雖も後日或は五年以上を要するの時期到來するやも知るへからず何そ此點を以て他の高等官に劣ると云ふの理あらんや

以上本令に對して卑見を陳述し併せて或者の説に對する駁論に換ふ

海外獄報

○「ハワード」監獄協會タラック氏の書簡

拜啓仕候去る九月二十七日御認の御書狀廣津君の御持參に依り正に落手仕候御承知の如く廣津君は目下我が倫敦に御滞在中にて一夜小生宅に御來訪被下愉快なる談論を聞かせ申候、廣津君は智識ある紳士に

て監獄問題にも深く御注意被下候事 小生の欣喜惜く能はざる所に候 小生は同君を我が監獄局事務官に紹介致し故障なく視察を遂げらるゝ様致し置き候、同君は米國に於ける有數の大學「ハーバード」を卒業せられたる後各種の學校及慈善事業を視察せられ充分なる學識と見識を以て歸朝せらるゝことなれば同氏御歸朝の後は定めて貴國に取りての一大利益と奉存候 小生は心より同氏が貴國にて公私の爲に永く御盡瘁あらんとを希望して止み不申候 小生は假令貴下が倫敦を御經由なさらずして歸朝されしとは云へ貴下の我國に御來遊なかりしことは深く遺憾とする所に候然し今回貴下が政府の任命する所となり模範監獄たる巢鴨に教誨せらるゝことに相成り候ことは 小生の双手を舉げて祝する所に候、貴國は各種の方面に於て驚くべき進歩をなしたる如く監獄事業に於ても又實に一大進歩をなせり、廣津君の御話に依れば貴國に於ける基督教は大に進歩しつゝあるものゝ如し實に貴國の將來に於て非常なる幸福たるべきを信んじ申候

たる「監獄條令」(一八九八年)及「飲酒犯處罰條令」(一八九八年)の二つは最も注意して見ざるへからざるものに候、この二條令は去る十月發刊致せし我が監獄協會の報告書中に有之申候念の爲更に同報告書はこの書と共に御送付申上候間御落手被下度候

二白 御面會の節は原胤昭、及コサンゾの二君へ可然御致聲被下度奉懇願候

一千八百九十八年十一月二十一日

貴下の親愛なる

ウィリアム タラック

日本東京巢鴨監獄 留岡 幸助殿 御机下

雜報

○府縣監獄費國庫支辨法律案

嗚呼悲哉、予輩が曾て我監獄事業の爲め筆を秃し聲を噴する迄當局者に訴へ社會に絶叫したりし府縣監

獄費國庫支辨に關する法律案は不幸にも第十三帝國議會貴族院に於て葬らるゝに至れり、由來本問題は其性質に於て亦其理由に於て至正且道理あるにも係はらず常に或る事情の爲め妨害せられ安産を敢てする能はざるは要するに其妊婦の不攝生に原因するものなるべしと雖も亦之れが産婆たる政府及び議院の之れが安産を希望せざるの結果にあらざるはなし嗚呼我監獄兒の不幸流産たること夫れ幾回なるか余輩登に深く之を吊せずして可ならんや

回顧すれば府縣監獄費國庫支辨法律案は政府案として第三帝國議會に提出せられたるを首とし或は衆議院より或は貴族院より議會に提出したること既に再三に及へりと雖も常に否決の運命に遭遇し之が斷行を見るに至らざりしは要するに政府政黨間の軋轢の結果にあらざるはなし然るに先きに風雲再會時到り機熟し然かも他働的衆議院議員の提出に依り議場の大多數を以て衆議院を通過し直ちに貴族院に回付せられたるも會期切迫の爲め遂に上議するに至らずして空しく議會の閉會を見るに至りしは予輩の遺憾且憤嘆に堪へざる所なり而して予輩茲に死兒の齡を數ふるの愚を學ぶものにあらずと雖も本案に對する貴

### ○地方官會議に就て

地方官會議は毎年二月若くは三月に於て開かるべき例なるが本年は議會開會等の爲め未だ召集の運びに來らざりしも何れ來月に至らば開會せらるべき由に傳聞せり、而して地方官會議に付せらるべき事項の

何たるやば予輩豫め茲に之を知るを得ずと雖も殊に本年は改正條約實施第一年に相當し最早數ヶ月を剩すに過ぎざるを以て條約實施準備に關する問題の多く議事にははるは勿論從て又各省大臣より各其主管事務に就き訓令指示せらるべき事項の多きは今より想像するに難からざるなり故を以て主管監獄局に於ては右に關する議案調査も既に終了しつゝありと云ふ今其調査事項の主なるものなりと謂ふを聞くに左の如し

- 一條約實施後外國人處遇に關する事項
- 一監獄行政上地方長官の注意監督を要する事項即ち出獄人保護事業の設備并考案、監獄官各官の定員及俸給平均に關する事項、監獄會計及作業收入上の注意、監獄巡閲上注意すべき事項、警察監獄學校練習生撰擇上の注意事項等の類なるべし

### ○典獄會議 (或は五六月頃ならん)

地方官會議に引續き警部長會議、典獄會議は毎年一回内務省に之を開かるゝこと常例となれるか殊に本年は條約實施てふ第二の維新を眼前に控ゆるを以て一層召集の必要を感するは徒に例年の比に非ざるは

### ○監獄則改正の詮議

(勅令を以て改正せらるゝしと)

監獄則改正の議は曾て其筋に於て審議せらるゝ所に於て既に成案となりしものも曾に二三に止まらざるなりとは豫て予輩の見聞する所なるか、現行監獄則は明治二十二年中の發布にして帝國憲法實施以前に係るを以て其形式勅令(命令)を以て制定せられたりと雖も其性質法律を以て規定するを要する事項も尠なきにあらざるは議者の夙に認むる所なるのみならず元來監獄則なる行刑法は性質刑罰法に重大の關係を有するを以て勢ひ刑罰法の主義に適應せざるべからざらば勿論殊に現行の刑法は早晚其根底より改正せらるゝしと謂ふ今日に當て單獨に監獄則の改正を斷行するが如きは事理顛倒の虞なき能はざるより從て

之が改正を断行し發布を敢てする能はざりしは又無理なしとせず然りと雖も現行の監獄則は從來の經驗に徴するに往々時世に伴はざる點多く實施上の困難少きにあらざる箇條あり殊に外國人拘禁に關する何等の規定なく差當り條約實施上に支障を感ずるの嫌なきにあらざるより止むなく勅令を以て一時の編綴策として改正加除を施されんとて目下其筋に於ては頻りに調査審議中なりと謂ふ尤も今回の改正はハソの機宜に應ずるの旨趣にして根本的の改正案は他日刑法改正草案確定の上更に審議熟案せらるべき筈なりと謂ふ、聞く所に依れば刑法改正案も現今公表の草案を更に精査し第十四帝國議會に提出せらるべき豫期なりとの事なれば或は監獄法とも云ふべき法律を以て規定を要する法案も同期の議會に付議せらるべき事に立至るべきやも圖り難しと謂ふ何れにせよ監獄行政の基礎となるべき法令の改正は精査に精査を尽し他日完備なる法案を大成し發布せらるべきことこそ斯道改善の爲め希望すべきなり今回假りに改正せらるへしと謂ふ改正案は地方官會議に諮問し更に典獄の諮詢に付せらるゝこともあらんかとなり

### ○刑事人類學の研究材料保存方に就て

吾人、人類の心性及特質を知らんと欲せば寧ろ精神の激動に依て外面に顯はれたる事實に據るべからずして須らく真心の鎮靜なる時無邪氣なる行爲を以て其標準と爲さざるべからず、猶之を換言すれば虚飾若くは假裝の事實行爲のみを以て個人の性状を知らんと欲せば往々其眞諦を誤認するに至るの虞れなしとせず、假令は在監人に對する個人的の性状を詳かにせんとせば只形而下に屬する役業の精勵及外面上の紀律に服従するのみを以て個人的の行爲の標準とせんか往々其觀察點を誤まるに至るの弊なきにあらざるか如し、之を要するに表現的の事實及行爲は能く其真心を韜晦し以て外貌を裝ふに足るものあればなり况んや彼等罪囚に在ては殆んど全く眞正の良心を喪失したるものなるに於てをや、我國の在監人中就中刑事被告及囚人の多數は一朝監獄に投ぜらるゝ結果として憂鬱に苦み無聊に堪へ難きより不識不知の間に獄則に違犯し種々の惡戯を試み翫弄物を製作若くは包藏するものあるは從來予輩の見聞する事實

にして是に依て獄罰に處せらるゝもの又決して渺なきにあらざるが如し、右等は素より之を處罰せば當局者の能事既に終れるものなりと雖も是等は即ち渠れ在監人が無心無邪氣に然かも潜かに之を試作するものなるを以て其間毫末の虚飾假裝を交へざるは勿論彼等の特質心性を研究するに好箇の材料たらざるを得ざるなり、宜なる哉此頃其筋に於ては右等在監人の犯則試作品を發見せしときは後日參考に供する必要あるを以て可成原形を保存すべき旨一般に通牒を發せられたりと云ふ、予輩の想像に依れば是に依て以て他日犯罪人の特徴を研究するの材料に供せられむとの趣旨に出でたるものなるべしと、其筋の方針も亦恐らく茲に存するものあらんか聊か記して以て當局者の考證を待つ

### ○囚人及懲治人の差入に就て

囚人懲治人の差入は監獄則第三十九條に制限せられあるも内務大臣の特に許可したるものは勿論差支なきべきなり

### ○臺灣監獄則の制定

臺灣の帝國の版圖に歸屬せし以來諸事新創のことにしあれば諸般の行政管節約を旨とし所謂數々條の法を以て能く人を律し來りしより從て監獄に關する法令の如きも至極簡單なるものにてありしか漸次百般の行政緒に就くに從ひ法令の詳密を加ふるは素より當然の理にして決して怪しむに足らざる所なり故を以て本年二月十一日臺灣總督府律令第三號を以て臺

灣監獄則を制定發布せらるゝに至れり、而して其大體は現行監獄則に則ることとなりしと雖も其地勢民情の上より止むを得ざるものに限り特別の規定を設けらるゝに至りしは又餘義なき事と謂ふべし其特別に屬するものを掲ぐれば大要左の如し

一 當分集治監留監を別置せず但流刑に處せられたる者も地方監獄に拘禁すること  
一本島人及清國人たる男囚の頭髮は習慣に依り辨髮せしむること

一 囚人及懲治人に給する菜代は臺灣總督の定むる所に依ること

一 監獄則中内務大臣の職務に屬することは臺灣總督に府縣知事の職務に屬することは知事廳長をして之を行はしむること

以上列記以外の事項は總て現行監獄則に準用することとなれり是を以て今後臺灣治獄改良の緒に就くを得へきか

付言總督府律令第三號臺灣監獄則の規定に依り在監人の菜代を一日金貳錢五厘以下とし總督府令第十號を以て規定せられたり

刑と)を併算したる年月別に依り各欄に記入すべき筈なりと云ふ、但他府縣より押送に係る囚人と雖も其監獄に入りたる日を以て本表の入監時と爲すこと勿論なり

一 在監人病者死亡者病名表(年報) 本表の病名別は近時醫學の進歩に依り列記以外の病名多々之ありと雖本表は他の統計と比較考證すへき便を圖りたるより制限列記とし其以外の病名は總て其他に合算し罹病者となるは備考に説明したる如く一回限の投藥治療も皆相當病名に合記すへきものとす

一 在監人疾病死亡の日數年輪及月別表(年報) 本表の日數別は入監より發病又は發病より死亡迄の日數を表章するものにして社會の生活より監獄の生活に移りし結果、疾病、死亡に如何なる關係を有するやを知るの用に供するものなるを以て本表の病者とは前表の罹病者ど其見解を異にし少くとも休役若くは病監に入りし病者に就て調査し入監後初めて發病せし者を記入し再度以上は記入を要せずと雖も刑事被告人より囚人となり亦囚人より別房留置人となりし者の如きは各其身柄に相當する最初の發病を一回限り各欄に記入すべき筈なりと

○監獄統計樣式に就て

監獄に關する改正統計樣式中の疑問に就ては本誌前號の紙上に於て其筋の解釋を蒐録し置きたり、然るに其後疑問となり其筋に問合せありたる二三の點を左に列舉し讀者に報せん

一 放免囚人の体量表(年報) 本表の刑期別は三月以下乃至十五年以上とありて一見すれば刑期の長短を以て當該欄に記入するものゝ如く解釋せられ得るより本刑執行中假出獄の恩典に浴し出監したるものゝ如きは本刑の刑期欄に記入するや將た實際に在監したる年月數に依り本表の刑期別の各欄に記載するやと云ふにあり、然るに本表は元來入監時出監時の体量増減を其刑期、年輪、男女の區別に依り考證するの用に供せらるゝものなるを以て本刑の長短よりは寧ろ在監期の長短に依るを正當なりとす故に本表の刑期とあるは囚人としての在監年月に依り相當の欄に記載するの精神なりと云ふ從て前例の假出獄に依り出監したる者にして特別監視中監視違反に依り再入し來る者及繼續數刑の執行を受くる者の如きは數刑(殘刑期と監視違反

云ふ故に前例の場合に於ては繼續在監する者と雖も三人に分載せらるゝことあるべし亦發病者死亡者年輪、月別の欄には病者は總て通計して掲載すべきものなりと云ふ

○府縣監獄改築費國庫補助に就て

本年七月以降改正條約實施に關し外國人拘禁問題は曾て當局者の書作せらるゝ所に於て之れか準備に關する問題は當に二三に止らざるは勿論なりと雖も差當り其風俗習慣を異にする外國人を我監獄に拘禁するに當ては須らく之に應ずる監房の設備なかるべからざるより嚮きに第十三帝國議會に向て大坂府外三縣の監房改築費金八千九百九十一圓五十錢を請求せられたるは本誌曾て讀者に報導したり、然るに先頃議會の協賛を経たるを以て二月二十三日官報を以て明治三十二年度歳入歳出總豫算と共に之を公布せらるゝに至れり、而して右は獨り大坂、神奈川、兵庫、長崎の一府三縣に限られたるは要するに何れも樞要の開港場にして外人の出入頻繁なるより從て外國人拘禁の必要を感ずへきは理の當然なるを以て斯は特

に之れが改築費を國庫より補助せらるゝことに至りしものなりと謂ふ、而して右改築構造に關する設計は充分其筋に於て審議し認可を與へらるゝ筈にして其金額の配當は左記の通決定せられありと云ふ

- 一金八千九百九十一圓五十錢 府縣監獄改築費補助
- 內金千八百七十七圓四十八錢 大阪府(補助)
- 金二千二百圓 神奈川縣(補助)
- 金二千三百十四圓三錢 兵庫縣(補助)
- 金千八百圓 長崎縣(補助)

### 警察監獄學校經費豫算

監獄官警察官養成の爲め警察監獄學校開設の議は余輩宿昔の希望にして一面政府に於ても此必要を認め且は改正條約實施の條件として條約國間に向ても公言せられつゝありし所なりしが先きに政府より帝國議會に對し之れが開設經費を請求せられ既に議會を通過し明治三十二年度歳出豫算として公布せらるゝに至れり是れ實に我監獄警察の爲め一大慶事と謂ふべし、希はくは本校の開設に依て以て將來有爲の青年を我監獄警察に收容するを得は實に斯事業の爲め多幸なるのみならず帝國の警察監獄の爲め光彩を添

ふべきこと夫れ幾何ぞ今左に該學校開設に關する經費豫算を掲げ讀者と共に之を慶祝せんとす

○明治三十二年度總豫算中歳出臨時部内務省所管の内

- 一金拾万四千四百三拾壹圓五錢 警察監獄官練習所
- 內金九千三百六拾圓 俸給及諸給
- 金三千八百八拾九圓八拾錢 廳費
- 金五百圓 修繕費
- 金壹圓 死傷手當
- 金貳圓 賠償及訴訟費
- 金貳万五千三百六拾圓 備外國人諸給
- 金壹万五千八百八拾七圓五拾錢旅費
- 金四万四千六百九拾壹圓七拾五錢 雜給及雜費
- 金壹万千百四拾九圓 創設費

### 警察監獄學校設立準備事項に就て

付右の内備外國人に關する諸給は豫算外政府の義務に屬する國庫の負擔たるべき契約を爲すの件として滿三年間本費を繼續支出することを可決せり

前項の如く本年四月以降に於て警察監獄學校設立に關する經費豫算は既業に確定公布せられたるより此頃其筋に於ても之れが開設準備に餘念なきが如く今其準備調査中の事項を舉ぐれば左の如し

警察監獄學校官制 既に調査脱稿の上、目下閣議提出中なるを以て不日發表せらるゝに至るべし、而して該官制に依れば本校は警察監獄學校と稱し校長は内務次官(勅任)之を兼任し專任教官五名囑托教官八名幹事一名通譯官三名備外國人三名書記若干名とし教官以下の官等及俸給令は同時に發布せらるべき筈にして幹事通譯官は特別任用令を以て採用し得ることゝなるべしと云ふ

校舍の位置 の撰定は種々内議ありたる趣なるも適當の屋舎なきを以て差當り麹町區霞ヶ關内務省用地(舊教導團跡)にある陸軍省附屬被服廠に修繕を加へ之れが校舍に充用せらるゝことに略内定せりと云ふ

備外國人 是教官兼警察監獄事務顧問として獨逸人三名(内二名は警察、一名は監獄)を備聘せらるゝ筈にして監獄に關する教官として彼有名のクロイツ氏を聘し他の二名は警察に關する學理に長じ經

驗に富める適當のものを撰定し備聘せられ度趣旨を以て之れが備入契約案を付し外務大臣を経て在伯林駐劄特命全權公使に向て表面之れが協定方及契約締結の件を委任せられたりと謂ふ

練習生並學期 入學生は各廳府縣警察は四人監獄二人の割を以て入校せしめらるゝ筈にして學期は各六ヶ月とし警部、監獄書記、看守長は現職の儘にして在學中は月手當拾圓を給し外に往復の旅費をも該校の經費より支出給與せらるゝべしと謂ふ尤も場合に依り現職者にあらざる者より試験の上入校を差許さるゝことになるべしと雖も今は未だ確定せられたる議にあらざるが如し

開校 是來る四月よりの豫定なるも備外國人渡航の期は尙二三月後に至るべきを以て備外國人渡來後に開校せんとすの議もありたる由なるも既に四月以後の經費を豫算しあり且は強て備外國人の到着を待つがため開設を遅延するの必要なきを以て第一回の練習生は或は四五月頃に於て召集せらるゝ運

びに至るやも計り知るべからずと云ふ

教習科目 是警察監獄に關する學理及實務を主とし監獄の科目は粗く憲法、行政法、刑法、刑事訴訟

法、裁判所構成法、民法、監獄學(日本及外國共)會計法、社會學、統計學、体操、實習等にして監獄衛生事項に就ても隨時教授せらるゝと云ふ

### ○監獄練習生撰擇の標準

警察監獄學校開設に付之れが練習生として入校せしむる練習生撰擇方に就ては無論地方長官の撰擇する所なりと雖も該學校開設の主旨に副はん爲め撰定上慎重の注意を要すべきは勿論なりと雖も或は都合に依り該生撰擇標準なるものを其筋より訓示せらるゝこととなるべしと云ふ而して其標準に關する予輩の私案は粗々左の通にして各項の條件に恰當するものたるを要す

- 一 監獄官に適當の學力素養を有し將來永く監獄事務に従事するの決心ある者
- 一 第一回練習生は殊に學力優俊にして高級者の内より撰拔し第二回以下は等級の如何を問はず本標準に該當する者を撰定す
- 一 身体精神共に強健少壯にして且將來有爲の才氣ある者
- 一 品行方正なる者

たるものなれば吾が帝國法律の下に制裁を受け囚獄の身となる者に向ては歐米各國の如く獨立不羈制法の意を貫かざるべからず依て明治二十二年勅令第八十三號監獄則第三十條中四人及「懲治人」にはの下に「公認宗教々導職中の」九字を加へられんことを望む

### ○監獄教誨師に關する建議案

昨年眞鴨監獄教誨師交迭事件は爾來宗教問題として將た政治問題として之を論議せし新聞雜誌甚きにあらざりしが遂に帝國議會(衆議院)の議に上るに至り前項の如く監獄則改正法律建議案となりたるあるに再び議員神輿知常若外二名提出に依り本建議案となり本月四日九十一票に對する百二票を以て衆議院の可決する所となりたり由來建議案を主旨とする所は政府當局者が該教誨師交迭に付脅迫的手段に出てたりと云ひ或は今や物情騒然として人心恟々たりと云ふが如き穩かならざる文字を列舉せられたりと雖も要するに政府が任免の手續上に缺點ありしと云ふに過ぎざるか如くにして予輩は從來此種の新聞雜誌記

### ○監獄則改正法律案

二月廿三日衆議院議員山内吉郎兵衛外八名の提出に係る監獄則改正法律案に關する建議案は監獄則第三十條囚人懲治人にはの下「公認宗教々導職中の」九字を加へられんことを望むと云ふにあり、而して本議は三月三日の議事日程に上より提出者の説明討論を用ひず案は直に議長指名の委員(九名)に附託することとなり結局不成立となれり

### ○監獄則改正法律建議案左の如し

現在の法律に據るときは囚徒に對する教誨は其の何者たるを問はず苟も教誨に従事せんとする者は許可を経て教誨師たるの資格ある者の如く規定されたりと雖も歐米各國に於ては其國公認の宗教者に限り選定從事せしめ其公認以外の者に對して之を與へざるなり今や吾帝國に於て公認せられたる教職の道を修むる者神佛二道に外ならず况んや復た其人なきに非らざるに於ておや抑も宗教は其の國固有の人情風俗に依て公認せられ

事の如き重大なる宗教問題又は政治問題と看做すべき性質の事件にあらざるを信ず、何となれば現行の制度に於て監獄教誨師の任免は地方長官の處理する所にして苟も國家の機關に關係する官吏の任免黜沙は監督官府たる警視總監又は府縣知事の權限内なること素より當然にして時の總監は單に職權内の事を行ふたるものに過ぎざるを以て見るも之を今日に云爲するが如きは議者の探らざる所なり、予輩は本建議案に對する其筋の措置何れに出づるや豫め之を知るを得すと雖も斯くも此問題に就て立法議會の多數を占むるに至りしは予輩其意のある所を知るを得ざるなり

### ○徒刑囚の被服に就て

廳府縣監獄に在る徒刑囚に對しては檢束衣食一切の費用として一日金二十錢宛國庫より交付せらるゝとは昔人の知る所なり然れども其徒刑囚と假留監に押送する際用ゆる所の被服に至ては之れか費用の點に就て多少疑ひを懐く者なしとせず尤も明治十七年六月内務省達乙第二十九號改定科目府縣獄囚徒費中押送費の解疏に途中の衣服代は茲に編入すとありし

を以て聊か疑ひなかりしも其後十八年五月内務省達  
 甲第十四號を以て該科目を改正せられ押送費は移轉  
 費とあり其移轉費は旅籠料、船賃、汽車賃、辨當料、病  
 囚乗物賃、雜費と定められ途中の被服に就ては何等  
 の規定なきを以て或は之を移轉費より支出し假留監  
 に向て保管轉換を爲すものあり或は地方費にて調製  
 したるものを貸與して押送し其被服の返還を請求す  
 るものあり或は押送途中の被服も一日二十錢の中に  
 含蓄し居るものと解するものあり斯く實際の取扱區  
 々に出づるか如し然りと雖も假留監に於て其被服を  
 返還するは當に手數なるのみならず其れか爲め無益  
 の費用を要す又一日二十錢の費用は在監中に係るも  
 のにて而も被服の如きは地方費の分を貸與したるに  
 過ぎず然らば則ち之か返還を求むるは格別假留監に  
 對して保管轉換を爲すと能はず何となれば各經濟を  
 異にするを以てなり故に假留監へ押送の際は在府縣  
 囚徒費中の移轉費を以て被服を購入して之を着用せ  
 しめ而して保管轉換の手續をなすを可とす或は在府  
 縣獄囚徒費に於て之を支辨するの途なしと云ふもの  
 なしとせず然れども最初押送費より之を支出したる  
 ものにつき移轉費中の雜費に包含するなりと解する

○囚徒の寫眞に就て

囚徒の寫眞を撮ることに就ては別に其筋より達せら  
 れたる一定の規則なきも實際各地方の監獄に於て多  
 少撮影をなすもの、如し今三十二年度府縣監獄の豫  
 算を見るに寫眞費は各府縣通して金四百七十三圓に  
 過ぎされは一地方平均十圓を出てす而して其最も多  
 額を占むるは某縣にして其金額一百圓なるも其最も  
 少き地方に至ては僅々一圓五十錢に過ぎず故に此豫  
 算に就ては如何なる種類の囚徒を撮影するや知るへ  
 からずと雖も其金額少なきに失するを以て到底必要  
 を充すこと能はざるへし近年の調査に係る一ヶ年中  
 の受刑者は徒刑懲役を合せて二千七十八あり此重罪  
 囚に就ては無論撮影の必要あり尙は輕罪囚と雖も寫  
 眞の必要なにあらす然りと雖も之か費用の點に就  
 て考慮せざるへからず去りなから刑期一年以上の者  
 に對して撮影せざるは甚た不可なり其一年以上の刑

處せられたる者幾何あるや判明せざるも重禁錮の刑  
 に處せられたる者は無慮十三萬六千三百九十人ある  
 を以て假に其百分の二は一年以上の刑に處せられた  
 りと見るも二千七百二十七人あり之に前記の重罪囚  
 を加ふれば四千七百四十四人となる故に一人の寫眞  
 費を平均二十錢と假定せば其費用九百四十八圓八十  
 錢を要す之を各府縣に分割するときは一地方平均二  
 十圓に過ぎず然らば則ち之れか費用に苦しむか如き  
 虞れなかるへし已に費用の點に就て差支なしとせば  
 刑期一年以上の囚徒に對しては必ず寫眞を撮るを要  
 す從來囚徒の撮影をなすこと甚た稀なるを以て逃走  
 等の場合に於て逮捕上頗る困難を極め甚たしきに至  
 ては徒刑囚の寫眞をも撮らすして之を假留監に押送  
 し途中に於て往々逃走せらるることありと云ふ若し  
 一人の兇漢に逃走せられたるときは良民に於て危害  
 を被むる者あるのみならず之か逮捕に要する費用少  
 からず蓋し犯人を逮捕するに方り千金を費したる例  
 なきにしもあらざるへし去れば寫眞の如きは監獄官  
 吏に於て囚徒の容貌を熟知する上に於ても又骨相を  
 研究する上に於ても大に必要あり加之若し逃走の場  
 合に於て之か逮捕上に最も必要あるを以て爾來勉め

て撮影し之を身分帳に添付するを要す尙は出來得へ  
 くんは監獄に寫眞の器械を備置き一々撮影するを得  
 は最も可なり余は本件に就て當局者の熟考を煩はさ  
 んとす

○法典調査會委員の任命

本月十六日を以て小河監獄事務官は法典調査會委員  
 に任命せられたり、抑も監獄行政と諸法典との關聯  
 するもの尠なからざるに係はらず監獄當局者より該  
 調査委員の任命なかりしは予輩の常に遺憾とせし所  
 なりしが今回前田孝階、一木喜徳郎、三好退藏、横  
 田國臣の四氏と俱に小河事務官此榮職を拜せらるゝ  
 に至りしは監獄行政上に至大の便宜を獲んことを疑  
 はざるなり

○中村襄氏の再任

本誌前號雜報欄内に記せし同氏は今回東京集活監第  
 一課長(四級俸)に拜命せられたり、蓋し家事の整理  
 を告げ且北堂及愛子の病故最早懸念なきに至りしを  
 以て斯く速に再任せらるゝに至りしと聞く、氏の爲  
 め將た斯道の爲め慶祝に堪へざるなり

監獄雜誌第十卷第三號

(六五)

明治三十一年度府縣監獄費及監獄建築修繕費豫算

統

計

府縣	經常部				臨時部		合計
	死傷手当	修繕費	在監人費	旅費	雜給及雜費	建築費	
東京	1,016,000	5,154,360	20,347,288	113,000	4,330,212	—	30,000,000
大阪	536,310	3,677,278	7,943,908	5,964,600	4,881,152	—	18,080,000
京都	92,000	4,226,866	1,272,228	3,330,000	90,957,752	—	3,330,000
神奈川	2,000,000	4,015,349	7,683,552	2,640,000	4,350,000	—	19,700,000
兵庫	2,700,000	2,685,552	11,493,505	5,995,570	7,849,000	—	30,660,000
長崎	3,700,000	5,538,364	7,045,927	3,218,252	4,773,921	—	23,276,000
新潟	3,700,000	5,538,364	7,045,927	3,218,252	4,773,921	—	23,276,000
埼玉	1,600,000	3,675,940	6,248,029	4,380,570	3,800,000	—	19,000,000
千葉	1,900,000	3,077,997	3,998,883	4,218,000	3,888,000	—	18,500,000
茨城	1,900,000	3,077,997	3,998,883	4,218,000	3,888,000	—	18,500,000
栃木	2,200,000	1,433,993	4,000,197	5,500,995	3,187,000	—	18,700,000
群馬	2,200,000	1,433,993	4,000,197	5,500,995	3,187,000	—	18,700,000
東京府	2,140,000	1,035,145	4,028,077	3,820,652	6,793,892	—	18,000,000

(七五)

計

統

府縣	經常部				臨時部		合計
	死傷手当	修繕費	在監人費	旅費	雜給及雜費	建築費	
三重	2,500,000	2,629,474	1,719,828	3,009,000	4,709,977	—	14,568,000
愛知	1,000,000	4,933,400	5,810,000	3,000,000	5,640,000	—	19,383,000
静岡	3,000,000	2,971,000	1,488,000	3,000,000	3,560,000	—	13,919,000
山梨	1,000,000	2,040,900	600,000	3,000,000	2,840,000	—	9,480,000
滋賀	1,000,000	2,180,633	711,000	3,000,000	2,840,000	—	9,731,000
岐阜	2,000,000	2,190,708	1,900,000	3,810,000	3,000,000	—	13,900,000
長野	—	6,733,600	3,700,000	5,810,000	1,000,000	—	17,243,000
宮城	—	3,700,000	1,650,000	3,000,000	3,000,000	—	13,350,000
福島	—	4,000,000	1,330,000	1,050,000	3,700,000	—	10,080,000
岩手	5,000,000	2,690,000	1,150,000	4,000,000	3,700,000	—	16,540,000
青森	5,000,000	2,690,000	1,150,000	4,000,000	3,700,000	—	16,540,000
山形	9,000,000	2,900,000	1,990,000	2,700,000	4,000,000	—	20,590,000
秋田	—	4,000,000	1,330,000	1,050,000	3,700,000	—	10,080,000
福井	—	4,000,000	1,330,000	1,050,000	3,700,000	—	10,080,000
石川	—	2,130,000	800,000	1,700,000	1,800,000	—	6,430,000
富山	—	1,900,000	660,000	1,000,000	1,800,000	—	5,360,000
島根	—	2,340,780	780,000	3,650,000	1,700,000	—	9,470,000
鳥取	—	1,900,000	660,000	1,000,000	1,800,000	—	5,360,000
岡山	—	3,780,000	1,400,000	2,900,000	3,000,000	—	13,080,000
広島	—	4,950,000	2,000,000	3,000,000	3,000,000	—	12,950,000
山口	—	3,400,000	1,400,000	2,900,000	3,000,000	—	10,700,000

府縣	人員	給額	平均俸	監獄醫	教誨師	女監取締	押丁	授業手	雇員	監算人員
大阪	三三八	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇	七	四	一	一	七	四
神奈川	一六九	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	六	二	三	一	三	一	一
兵庫	三〇三	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	九	二	四	一	三	一	一
長崎	一八七	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七	一	四	一	一	一	一
新潟	一七六	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七	一	四	一	一	一	一
群馬	一七六	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五	三	三	一	一	一	一
千葉	一七六	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五	三	三	一	一	一	一
茨城	一八〇	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五	三	三	一	一	一	一
栃木	一八〇	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五	三	三	一	一	一	一
奈良	一〇三	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三	一	一	一	一	一	一
三重	一〇三	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三	一	一	一	一	一	一
愛知	二八五	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	八	五	四	一	一	一	一
静岡	二八五	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	八	五	四	一	一	一	一
山梨	一八五	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七	四	三	一	一	一	一
滋賀	一八五	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七	四	三	一	一	一	一
岐阜	一八五	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七	四	三	一	一	一	一
長野	一八五	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七	四	三	一	一	一	一
宮城	一八五	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七	四	三	一	一	一	一
福島	一八五	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七	四	三	一	一	一	一
岩手	一八五	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七	四	三	一	一	一	一
合計	三、〇〇〇	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇〇	七〇	四〇	一〇	一〇	七〇	四〇

明治二十一年度豫算中決議額

備考 本表ハ國庫費ノ豫算科目ニ依リ配算シ加除セシテ以テ各府縣ノ整理科目ト多少差異アルヲ免  
カレス

府縣	人員	給額	平均俸	監獄醫	教誨師	女監取締	押丁	授業手	雇員	監算人員
和歌山	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一	一	一	一	一	一	一
徳島	五、〇〇〇	五〇〇	五〇〇	一	一	一	一	一	一	一
香川	三、〇〇〇	三〇〇	三〇〇	一	一	一	一	一	一	一
愛媛	二、〇〇〇	二〇〇	二〇〇	一	一	一	一	一	一	一
高知	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一
福岡	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一
大分	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一
佐賀	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一
熊本	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一
鹿兒島	一、〇〇〇	一〇〇	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一
總計	一、六六五、九二六	一六六、五九二、六	一〇、〇〇〇	一六六	一〇〇	四〇	一〇	一〇	一〇〇	四〇

青森	山形	秋田	福島	石川	富山	島根	岡山	廣島	山口	和歌山	德島	香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎
七四四	九二二	一一七	七八	九三	八四〇	九三	一五五	一八三	一五六	一三三	一三三	一五〇	一五六	二一八	一一八	一五八	一四三	一七〇	八六
一〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇														
三	五	一	三	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇、〇〇〇	一六、八〇〇	一七、〇〇〇	二六、六六七	二〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一六、〇〇〇	八〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇									
一	四	三	二	二	三	四	二	三	三	三	三	四	四	四	三	四	二	三	三
四、二六六	一〇、〇〇〇	九、六六六	八、五〇〇	一三、〇〇〇	八、〇〇〇	一三、五〇〇	一〇、〇〇〇	九、一三三	九、一三三	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	九、〇〇〇							
一〇	七	六	七	七	五	八	五	五	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
五、八〇〇	六、九〇〇	八、四〇〇	七、五〇〇	七、八五七	七、八〇〇	五、四〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇	六、九〇〇	六、九〇〇	六、九〇〇	六、五〇〇						
九	九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七、五〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇	八、一〇〇	七、八五〇	七、五〇〇	九、〇〇〇	七、五〇〇	七、五〇〇	六、九〇〇	六、九〇〇	六、四〇〇	六、五〇〇							
一	三	四	四	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇、〇〇〇	一四、〇〇〇	一一、五七二	一一、五〇〇	九、〇〇〇	一四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七、二〇〇	七、二〇〇	七、五〇〇	一、三三〇									
二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇	八、〇〇〇						
三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	九、〇〇〇																	
六二、三六六	六六、三二二	四一、五〇〇	四一、五〇〇	六二、三六六															

備考 本表看守人員の左側(教)は教習生(休)は休職看守にして監獄醫人員の左側(調)は調劑手の畧符なり而して女監取締、押丁、授業者等日給のものは凡て之を月給に引直し掲載せり

明治三十年度囚徒工錢内譯表

府 縣	官 司 業				受 負 業				合 計			
	延 人	員 情	算 額	一 人 平 均	延 人	員 情	算 額	一 人 平 均	延 人	員 情	算 額	一 人 平 均
北海道集治監	三三七	四三六	一九、九八一	〇六七	三九七	一九九	三三、五〇八	〇八四	二七七	一五四	一九、三三〇	〇七〇
東京集治監	四〇三	三九九	一八、八一七	〇四五	四四八	九九九	二七、二六七	〇六一	四四七	三八九	二〇、九八五	〇四七
宮城集治監	一一五	七三四	四、三七三	〇三五	一四五	六二〇	九、三六三	〇六四	二七一	三四四	一三、七三七	〇五一
三池集治監	一四五	八一五	九、三九二	〇六四	三三〇	三六七	四五、九一四	一三九	四七六	一九三	五五、三〇六	一一六
北海集治監	一六九	九九四	七、八四〇	〇四六	一七四	二七〇	六、三八九	〇三七	三四四	一八四	一四、三三〇	〇四一
警視廳	四〇〇	六三三	一、五六一	〇三九	六七〇	四〇九	二八、二二三	〇三七	一、〇七一	〇二二	四三、八二四	〇四一
京 都	六六	五三三	五、〇九八	〇七七	四〇五	三三八	二五、三四七	〇六三	四七一	一八九	三〇、四四五	〇六五
大 阪	二九	七五七	五、五三一	〇四三	九三五	五四三	三三、五八四	〇三一	一、〇六五	〇〇〇	四〇、一六〇	〇三八
神 奈 川	一一	五九九	五、二九三	〇三五	二二四	〇三三	一〇、五六八	〇四八	三六五	五五三	一、八七九	〇四三
兵 庫	七	九六〇	四、七四一	〇六六	六〇七	〇二二	二、四六一	〇四一	六七八	九八三	二、九三三	〇四三
長 崎	一	二九五	五、六三一	〇四一	九八一	二一七	二、九四七	〇二〇	二八一	〇三三	八、五七九	〇三一



寄書

○製造品價格料定に就て

愛媛 西原東 研君

製造品價格料定方法の可否は監獄經濟上大なる關係を有するものなり然るに現時之れか方法の規定せしものなく唯た斯道先輩の唱道する處のものあるのみ而して之れを實際に應用せんとするに至りては左抵右悟管に確實に行はれざるのみならず遂に其用をなさずして徒らに空論に了るの感なき能はず否弊害の百出するなきを保する能はざるなり故に余輩不肖を顧みず左に所見を叙す大方の諸賢教示を吝なくんは幸甚

製造品價格料定方法は先輩の所説と各當局者か實際に執る處の方法を綜合すれば概ね左の三項に歸着すべし

一 素品原價と工錢を集算して製造品價格となす

二 素品原價と工錢を集算して之れを基とし製造品の

精粗巧拙及び市價の如何に鑑み幾分を増減して製造品の價格を定む

三 素品原價に幾分を増加したるものと工錢を集算して製造品價格となす

第一項を是認するものは監獄作業は刑罰の目的を達する方法の一にして普通工業の如く收利收益を目的とするものに非ず故に法規に明定する處のもの外別に收益の方法を需むるに及ばず學者の唱道する所の監獄は作業を振興し自立的經濟を圖るべしとは法規に明定せる範圍に於て其收入を夥多ならしむることを意味するものにして他の方法を需むるの旨意にあらざるなり蓋作業の要は囚人出獄後自動自活の道を完全に教授すると法定の收へを可及的多からしむるにあり依て素品原價と工錢を集算したるものを以て製品價格となすは適當の處理なりと信す如此すれば世間職工の製作せしものよりは幾干乎低廉なるか故に販路多く隨て物品の倉庫に停滯する等の憂なく販賣上便且つ利にして而かも監獄作業の主義に戻ることをなし彼の價格を評定する方法に據らされは製造品に價格の相當せざる憂ありと謂ふか如きは科程及工錢の料定を

嚴密に執行せざるに因するの結果なることを知らざるものにして到底近視論者たるを免れずと云ふ嗟然る乎余輩は全然之れに左袒するを得ざるなり監獄作業の目的は一般商估の如く收利收益を以て主眼となすものに非らざるは論者の言の如し然れども法規の明定するもの外は收益の方法を講ずるを要せずと云ふは之れ作業經濟を無視するものなり抑も作業なるものは如何なるものぞ資本と勞力とに依り組織せられ而して之れより産出する處のものは利潤なり監獄作業は利潤を主眼とするものには非されども作業其者の性質に於て利潤なる觀念の離るべからざるものなり而して利潤は多くは資本より産出す論者の云ふ法定の收入なるものは資本より産出するものなる乎論者法條を明言せざるに依り判明せざるも刑法第二十五條監獄則第二十二條の收入に外ならざるべし果して然らば之れ誤れるものなり何となれば彼收入は資本の有無に關せず作業の一部たる勞力に對する給料より收益するものにて作業の全部より收得する處の利潤に非らざるなり故に論者の言を以て満足する能はざるなり假令は茲に一監獄あり囚人百人を拘禁し之れを使役して毎月九拾圓の收益ありとせ

ん然るに新に作業資本千圓を得之れを以て作業に従事せん乎必ず曩の收益よりは優なる處の收益あるべし優なる收益を分拆せば法定の收入以外のものあらん之れ即ち資本より産出するの利潤なり故に監獄作業は法定收入の外に監獄の道を講せざるべからざるものたる知るべきのみ矧んや利潤なるものを經濟學上より觀察せば當然資本に付帶するものにして已に資本ある以上は利潤なかるべからざるものなるに於てをや是れ製造品價格を料定するに當ても又此意を服膺せざるべからざる所以なり而して監獄作業の間々素品を濫費する傾向を生ずるは資本に對する利潤を無視するの弊失にあらざるなきを得んや

第二項を主持するものは監獄作業は收利收益を主眼とするものに非らざるは第一項論者と異なるなし然れども法定の收入の外は收益をなすの必要なしと云ふか如きに至りては謬見も甚太しと謂つべし何となれば監獄作業は自立的經濟を圖らざるべからざるものなるに依り可成的收益の夥多ならんことを索めざるべからず之れ素品原價及工錢を基とし尙ほ其品質形狀の精粗巧拙と市價の如何に鑑み製造品價格を料定する所以なりと唱ふ

此説は一見間然する處なきものゝ如しと雖も仔細に之れを解剖すれば實際上又抵牾なき能はず何となれば素品原價と工錢を基とし尙ほ其製品の精粗と市價に鑑み製品價格を料定すとせば注文品價格と仕入品價格と其均衡を保たしむる能はざるに至る何となれば仕入品は物品出來後價格を定むるを得るも注文品は注文の初に於て價格を定め契約をなすものなるに依り製品の精粗と市價の高低に依り其價格を高低變更する能はざるなり而して仕入品と注文品とを比較すれば注文品は多くは精巧にして仕入品は粗拙の傾きあるは實務に従事するものゝ能く認む處あり然るに注文品は製作前に價格を定め仕入品は製作後に價格を定むるを以て注文品は比較的低廉にして仕入品は稍高價の傾きあるに至り延ひて製品販賣上に困難を見るに至る次に製造品の精粗と市價に依り價格を定むるとせば其價格の如何に依り必ず損益なかるへからず而して其損益は資本と勞力とに分配せざる可からず之れを分配せんか其繁難言ふへからず若し之を分配せず資本の部に於て損益を見るときは取扱上便利なりと雖も資本を以て勞力の收益範圍に侵入し其結果は等級の昇降技能の査定を疎慢に流れし

り隨て給與工錢に影響し結局作業の不振を來すに了るへし夫れ本説の實際に行はれ難きは前陳の如し唯だに行はれ難きのみならず如此方法を執るに及ばざるへし何となれば物品の精粗は其根本たる工四の技能を精査して等級の外に毎等三種若くは五種の區別を立て之れか査定を精密にして技能に適せしめ且つ等級の昇降を嚴密に執行すれば價格の不相當を來す恐れなし又市價に鑑み價格を評定せざるも時に應じて工錢を料定すれば價の物に應せざるの患なかるべし宜しく獄務概則の定むる處を勵行せば可ならん如斯するも到底厘毫の差なきを期するは得へからざるも監獄作業の主旨より鑑みれば厘毫の差を争ふは寧ろ失當の業たるへし

第三項を抱懐するものは第一説に對するか如き大体上の批難なく且つ第二説に對するか如き實際上の支障なし故に本項の如く製品價格を料定するを適當なりとす而して幾分かを増加するの標準は之れを利子相場に鑑み以て之れを定むるを穩當なりとす道ふ

余輩は本説を以て最も適當なる料定方法なるを信す蓋し左の利便あるに因る

- (一) 監獄經濟を自立せしむるに適當なり
- (二) 恩惠の大主旨に適合すること
- (三) 就中給與工錢多額なれば出獄後自活上利便多し
- (四) 資本勞力に對する利潤分配上公平なり
- (五) 比較的損益薄きも損失鮮なし
- (六) 價格評定に伴隨する弊失あることなし
- (七) 實際の執務簡明なり

○ 治獄の要は獄吏の撰擇に在り

在高松 井堂淑北君

夫れ治獄の要は獄吏の撰擇に在り如何に規模宏大なる監獄と雖も其主腦たる内部の措置宜しきを得ざれば何んぞ其宏大なるを誇稱するを得んや寧ろ小にして内部の措置完全なるを望むなり然り而して内部の措置完全ならしめんと欲すれば則ち獄吏の撰擇にあるなり今や獄制改良論の盛んなるに當りて或は監房の改築或は囚人處遇法或は國庫支辨を主張するあり固より獄舎の改築囚人處遇法國庫支辨も亦た急務た

るは論を俟たず然れども吾人の鄙見に依れば先づ獄吏の精撰こそ最も急務中の急務なるものと思ふなり何んとなれば獄吏は監獄統治上の機關なり此の機關にして運轉の宜しきを失すれば治獄の上に言ふ可らざる弊害を醸生すればなり現時監獄界の狀況を觀るに或る一部のものは斯道に曾て經驗なき或る異分子のものゝを以て監獄に葬むらんと欲するか如きものあるは是れ何んぞや獄制改良の今日斯る異分子のものをして監獄界に存在せしむれば監獄の發達を阻害するは必然たり則ち弊害の伏する所は隱微の間に在り多くの人は之れを顧慮せずして以て其弊淵の中に沈淪せしめらるゝに甘ずるに至るは洵に斯道の爲め慨嘆するの外なきなり條約改正の實施も近きにあれば之れか準備として監獄界をして根本的大改革を遂行する時機なりと惟ふなり宜しく斯道に經驗なき異分子或は老朽事に堪へざるものゝ如きは此際一刀兩斷の處置あらざれば斯道の改良を望む能はざるなり夫れ植物を培養せんとすれば其種子を撰擇せざれば實を得ざると一般にして我か監獄事業も亦た之れと等しきものにして獄吏を精撰せざれば改良を圖ることを得ず故に吾人は治獄の要は獄吏の撰擇に在りと

云ふなり聊か所感を記して敢て當局者の猛省を煩さんと欲するなり

○監督者に一言を呈す

石鏡松陽君

監督とは下僚の失態犯行を未發に防ぎ彼等をして熱切忠實に勤務せしむる職掌にして万一各自の監督行き届かざるの結果失態犯行あらしめば温言を以て彼等を督勵し自己の失態を改むるが如くに彼等をして快然其の命に服せしむるを要す然るに監督者たるもの妄りに自己の職權を弄し下僚に對して毒舌を以て其の失行を罵言し彼等を酷責するは其の當を得たるものと云ふ可らず監獄内往々監督者と被監督者との間に爭論の絶へずして或は職務の放抛となり或は同盟的攻撃となりて長上官を煩はすことあるは此の理由となさざる可らず監督者たるもの一顧反省を要す敢て不遜を憚らず一言を呈す

○在監婦女の裸體檢身は廢

すへからさるか

高知 野本夜耕君

吾輩か今此の神聖なる機關紙上に卑猥なる言詞を羅列し以て大方の清眼に觸れしむるも獄海に忠實の餘りなれば敢て咎むること勿れ  
在監婦女檢身の法を聞くに各監共に彼の女を裸體と

なし加ふるに其秘部を開かしめ以て檢身の周到充實ならんを期するものゝ如し是れ檢身上止むを得ざるに出つると雖も元來吾國の婦女か肉體を露わすは無限の耻辱として之を嫌ふもの只に天性の然らしむるのみならず固有の美質ならずんばあらす既に耻辱とせば檢身上の必要ありとするも是を裸體とするは刑余の耻辱を與ふるものと云はざるへからす况や曰大の臀部を公開せしめ恬として慚色なからしむるに於てをや呀在監の婦女たるもの桃顔芙蓉海棠の露に露ひ柳腰婀娜の形容詞も鏡一文の價値なし彼女等も亦一點の紅涙なからんや  
且つ夫れ歐羅巴大陸の婦人に於けるも裸體は無上の耻辱となすと聞く況んや其の便々たる臀部を顯はし檢身の要に供せしむるに至りては其感觸果して如何是れ余か多辨を待たすとも人倫の何物たるやを敢考せば思ひ半ばに過ぎん  
今や吾國凡ての現象は文物侵々乎として東亞の文明を驕る今日に於て其獄海を觀察せば果して如何吾輩は筆を投じて長大息せずんばあらざるなり這般の檢身法は蠶風として排斥するに躊躇せざるなりよし彼等の檢身を全廢するとするも炯眼なる司獄官の注目あれば穢々たる弱手何事をか爲さん故に曰く裸體檢身を廢すべしと斯く斷言する以上は識者の洪笑を買ふべしと雖も余は所信を述べて以て世の教へを乞はんと欲する者なり